

第2次 いしかわ食育推進計画

食育って
なあに？

食育とは、食に関する
知識や食を選ぶ力を
身に付けて、健全な食生活が
できる人間を育てる
ことなんだよ。



【いしかわ子育て支援シンボルマーク】

食育とは

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるものと位置づけられるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
(食育基本法)

石川県

食育基本法に基づく都道府県食育推進計画
いしかわ子ども総合条例に基づく石川県食育推進計画
(平成24年度～28年度)

はじめに

わたしたちの食生活は、国民の価値観の多様化等を背景に、個人の好みに合わせた食生活スタイルへと食の多様化がさらに進展しています。

その結果、地域の伝統的な食文化が失われつつあるほか、野菜の摂取不足等の栄養の偏り、朝食の欠食など食習慣の乱れに起因する肥満や生活習慣病の増加、さらには食についての情報の氾濫などによる食品の安全性に対する不安感の高まりなど、様々な問題が指摘されております。



こうした中で、本県ではこれまで、平成19年3月に策定した「いしかわ食育推進計画」に基づき、食育の推進に取り組んでまいりました。食育に関するボランティア数の増加など一定の成果は上げつつありますが、依然として、食習慣の乱れや、それに伴う健康への影響をはじめとする多くの課題があるほか、県民の食育に対する理解度や実践度が低い状況にあると言えます。

このため、県では引き続き、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第2次いしかわ食育推進計画」を策定することといたしました。この計画では、子ども・保護者をはじめ、一般県民が食育の理解を深めつつ、健全な食育の実践に繋げるための施策をさらに強化いたしました。

具体的には、小学生が家庭において保護者と共に食育への理解を深め実践する「家庭版食育ラーニングシート・チャレンジシートの普及」や「もっと野菜プロジェクト（MYP350）事業」と銘打ち、科学的観点から、がん予防や糖尿病予防に効果のある野菜の摂取を促進する運動を展開するなど、子どもの適切な栄養管理や大人的生活習慣病予防などに向けた取組みを推進することとしております。

今後とも、県民一人ひとりの健全な食生活を実現するため、食に関する正確な知識を提供し、次代を担う子どもたちが、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育んでいけるよう、地域を挙げて食育を推進できる環境づくりに取り組むこととしており、県民の皆さんの格別のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり多くの貴重なご意見、ご提案を頂きました、いしかわ食育推進委員の方々をはじめとする関係各位に対し、厚く御礼を申し上げます。

平成24年5月

石川県知事 谷本正憲

目 次

| | | |
|-------|---|----|
| 第 1 章 | 計画策定の趣旨等 | 1 |
| | 1. 計画の背景 | 1 |
| | 2. 計画の性格 | 1 |
| | 3. 計画の対象期間 | 2 |
| | 4. 計画の策定過程における県民意見等の反映 | 2 |
| 第 2 章 | 食をめぐる現状と課題 | 3 |
| | 1. 第 1 次計画 (H19～H23) に基づくこれまでの主な取組み状況 | 3 |
| | 2. 第 1 次計画における数値目標の達成状況 | 5 |
| | 3. 課題 | 6 |
| 第 3 章 | 計画の基本的な考え方 | 9 |
| | 1. 計画の目指す姿 | 9 |
| | 2. 重点的に取り組む施策 | 10 |
| 第 4 章 | 計画の施策体系 | 12 |
| 第 5 章 | 計画の具体的施策 | 13 |
| | 目的 1 未来を担う子どもの健全な身体を培い、豊かな心を育む | 13 |
| | (1) 家庭における食育の推進 | 13 |
| | (2) 保育所、幼稚園、学校等における食育の推進 | 15 |
| | 目的 2 地域の食を次世代に伝え、地域社会の活性化を図る | 17 |
| | (3) 石川の伝統的な食文化の継承 | 17 |
| | (4) 消費者と生産者等との交流を通じた地産地消の推進 | 19 |
| | 目的 3 県民一人一人が、健全な食生活を実践する力を身につける | 22 |
| | (5) 個人における食育の推進 | 22 |
| | (6) 食育を支える地域環境づくり | 24 |
| 第 6 章 | 計画の体制と役割 | 26 |
| | 1. 数値目標の設定 | 26 |
| | 2. 評価(中間評価) | 27 |
| | 3. 推進体制 | 27 |
| | 4. 各主体の役割 | 28 |
| | [参考 1] 行動指標 | 30 |
| | [参考 2] 「食育に関する県民意識調査」の概要について | 32 |
| | [参考 3] 地域版食育推進計画認定一覧(平成 19 年度～平成 23 年度) | 43 |
| | [参考 4] 子ども食育応援団認定一覧(平成 19 年度～平成 23 年度) | 48 |

第 1 章 計画策定の趣旨等

1. 計画の背景

本県では、平成 19 年 3 月に「いしかわ食育推進計画 (H19~H23)」を策定し、県民一人ひとりが生涯にわたって食を考える習慣を身につけ、食を大切にする心を持ち、心身ともに健康で、豊かな人間性を育むことができるよう食育を推進してきました。

しかしながら、依然として食習慣の乱れやそれに伴う健康への影響をはじめとする食にかかわる多くの課題があることから、引き続き、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第 2 次いしかわ食育推進計画を策定します。

参考 国の動向

平成 17 年 7 月……「食育基本法」施行

平成 18 年 3 月……「食育推進基本計画」策定(計画期間：H18~22)

平成 23 年 3 月……「第 2 次食育推進基本計画」策定(計画期間：H23~27)

2. 計画の性格

○本計画は、食育基本法第 16 条第 1 項に定められた第 2 次食育推進基本計画(平成 23 年 3 月策定)を基本としつつ、同法第 17 条第 1 項に定められた都道府県食育推進計画として、石川県が作成するものです。

○本計画は、子どもの心身の健康を図るために、いしかわ子ども総合条例第 76 条第 1 項に定められた石川県食育推進計画として作成するものです。

○本計画は、県民がそれぞれの家庭、職場、地域等において自発的に食育に取り組むとともに、その実践を促すため、県内の行政・教育・健康・福祉・農林漁業・食品関連事業に係る関係者・団体・事業者等が取り組むべき内容を定めたものです。

◇食育基本法(抜粋)

(都道府県食育推進計画)

第 17 条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

◇いしかわ子ども総合条例(抜粋)

(食育の推進)

第 17 条 県は、子どもが健全な食生活に必要な知識及び判断力を身に付けるとともに、食に関する感謝の念や理解を深め、豊かな人間性をはぐくむよう、家庭、学校及び地域において、本県の豊かな自然や伝統文化を生かした食育の推進に努めるものとする。

(石川県食育推進計画)

第 76 条 県は、食育基本法(平成 17 年法律第 63 号)第 17 条第 1 項に規定する食育の推進に関する施策についての計画(以下この条において「石川県食育推進計画」という。)を策定するものとする。

3. 計画の対象期間

○本計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

○今後の社会情勢の変化等による食をめぐる状況も踏まえながら、必要に応じて、本計画の見直しを行うものとします。

4. 計画の策定過程における県民意見等の反映

| | | |
|------|----|-------------------------------------|
| H23年 | 1月 | 食育に関する県民意識調査の実施 |
| H24年 | 2月 | 子ども政策審議会の開催 いしかわ食育推進委員会委員からの意見聴取 |
| H24年 | 3月 | パブリックコメントの実施 |
| H24年 | 4月 | いしかわ食育推進委員会の開催 |

第2章 食をめぐる現状と課題

1. 第1次計画（H19～H23）に基づくこれまでの主な取り組み状況

3つの重点項目を掲げ、食育の推進に取り組んだ結果、食育の推進に関わるボランティアの増加、保育所や学校での様々な食育体験機会の充実、県民の食育に対する周知度の向上など、一定の成果をあげつつあります。

（1） 家庭、保育所、幼稚園、学校、地域等における食育の推進

○家庭における食育の推進

- ・乳幼児健康診査等における栄養指導、保健指導
- ・早寝・早起き・朝ごはん運動の推進
- ・家庭版食育推進計画の普及



○保育所、幼稚園、学校等における食育の推進

- ・保育所等における体験型食育の推進
- ・栄養教諭と生産者・団体との連携による食育の推進
- ・給食を通じた食育の推進



○地域における食育の推進

- ・地域版食育推進計画の認定（認定数(H19～H23)：52 団体）
- ・子ども食育応援団の認定（認定数(H19～H23)：46 団体）
- ・いしかわ食育手伝い隊の登録（登録数(H19～H23.6) 3,409 名、団体：26(3,363 名)、個人：46 名）
- ・いしかわ健康学講座の実施

(2) 石川の伝統的な食文化の継承と体験型食育の推進

○石川の伝統的な食文化の継承

- ・ 郷土料理を取り入れた学校給食の実施
- ・ 食文化に関する情報の発信（ホームページ）



○消費者と生産者等の交流を通じた体験型食育の推進

- ・ 農業や農作物への理解促進のための米づくり体験
- ・ 地産地消を推進する小売店の認定（協力店数(H20～H24.1)：788店）
- ・ 食の安全・安心の推進



(3) 県民を挙げた食育推進運動の展開

○県民を挙げた食育推進運動の展開

- ・ いしかわ食育推進大会の開催（4圏域で4回開催）
- ・ いしかわ食育推進委員会及び地域食育実行委員会の運営



2. 第1次計画における数値目標の達成状況

<目標を達成した項目>

| 項目 | 策定時の現状値 | 目標値 (H23) | 実績値 | 達成割合 |
|-----------------------------------|---------|------------------|--------|-------------------|
| 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している県民の割合 | — | 80%以上 | 97.7% | 122.1% |
| 地域版食育推進計画の認定数 | — | 50 | 52 | 104.0% |
| 農業体験の取組がなされている市町の割合 | 42% | 100% | 100% | 100% |
| 学校給食における地場産物（県産食材）を使用する割合 | 18.5% | 30%以上 | 31.0% | 108.7% |
| 食育の推進に関わるボランティアの数 | 2,872名 | 3,441名 (20%増) | 6,160名 | 178.8% (214%増) |

<目標を中間評価（H21）の時点で達成したためさらに引き上げ達成しなかった項目>

| 項目 | 策定時の現状値 | 目標値 (H23) | 実績値 | 達成割合 |
|-----------------------------|---------|-------------------|------------------|-------------------|
| 農業体験を実施している小学校の割合 | 71.2% | 100% (88.7%以上) | 96.9% (99.1%) | 89.2% (159.4%) |
| 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている県民の割合 | — | 80%以上 (60%以上) | 79.3% (76.5%) | 99.1% (127.5%) |

() は、中間評価の時点の数値

<目標を達成しなかった主な項目>

| 項目 | 策定時の現状値 | 目標値 (H23) | 実績値 | 達成割合 |
|--|---------|--------------|-------|-------|
| 「食事バランスガイド」や「家庭用食育ガイドブック」等を参考に食生活を送っている県民の割合 | — | 60%以上 | 40.0% | 66.7% |
| 食育に関心を持っている県民の割合 | — | 90%以上 | 75.0% | 83.3% |

3. 課題

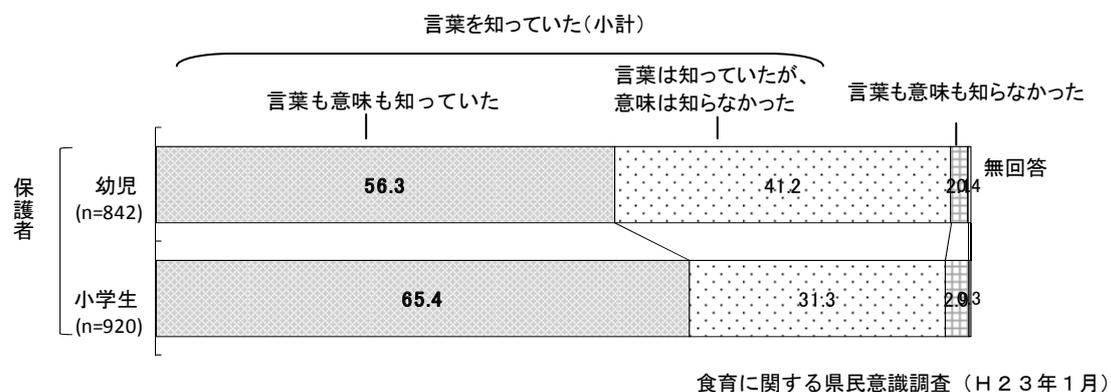
平成23年1月に実施した「食育に関する県民意識調査」の結果などから、子ども・保護者及び20歳以上の一般県民は、食育という言葉は概ね知っているが理解度や実践度は依然として低いという状況にあります。

子ども・保護者

幼児・小学生の保護者

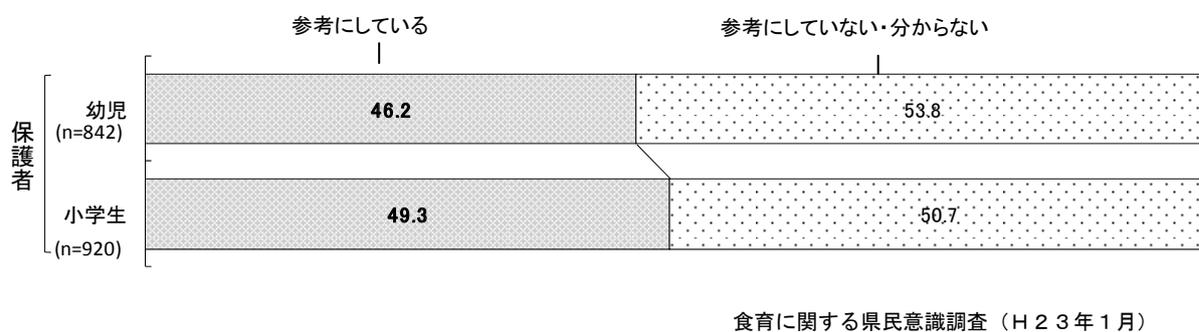
・理解度が低い

食育という言葉を知っている者は9割以上だが、意味も知っている者は約6割です。



・実践度が低い

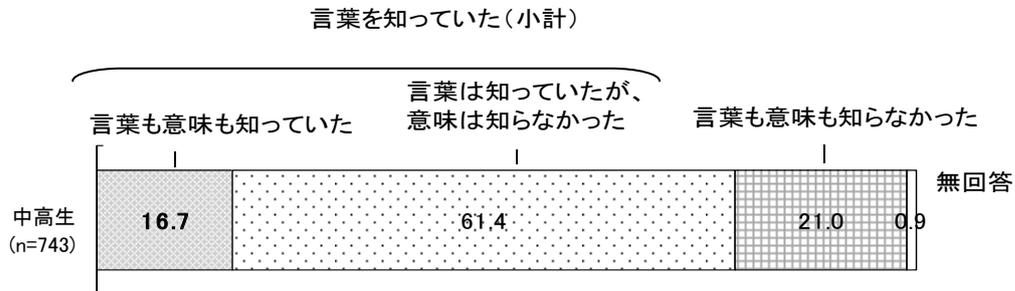
健全な食生活を実践するための指針(食事バランスガイドなど)を参考にしている者は約5割です。



中高生

・理解度が低い

食育という言葉を知っている者は約8割だが、意味も知っている者は2割弱です。



食育に関する県民意識調査 (H23年1月)

・実践度が低い

副菜(野菜などを使った料理)を欠く等の望ましくない食事の形態が約3割です。

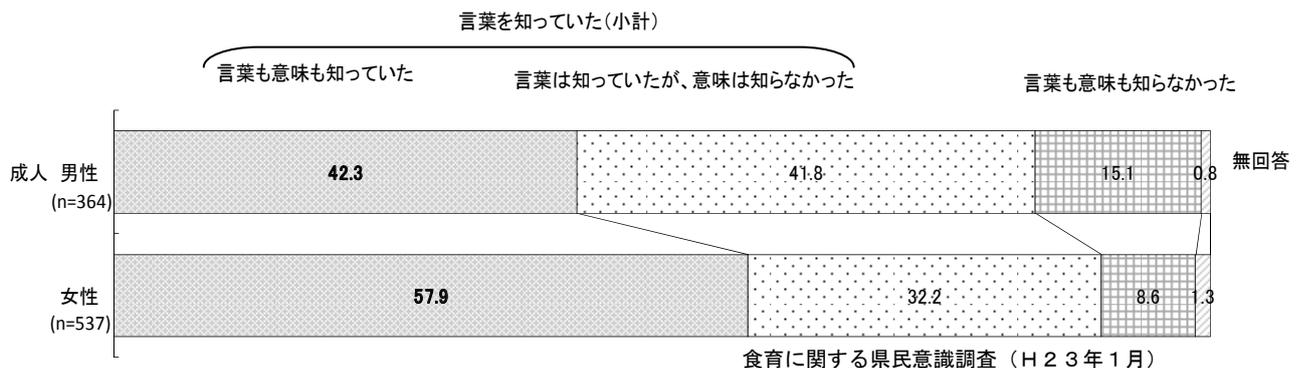


食育に関する県民意識調査 (H23年1月)

一般県民 (20代以上の成人)

・理解度が低い

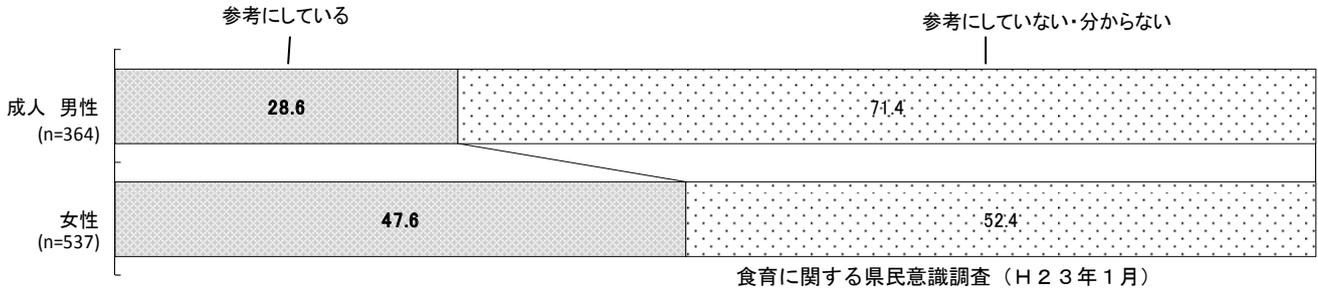
食育という言葉を知っている者は9割弱だが、意味も知っている者は約5割です。



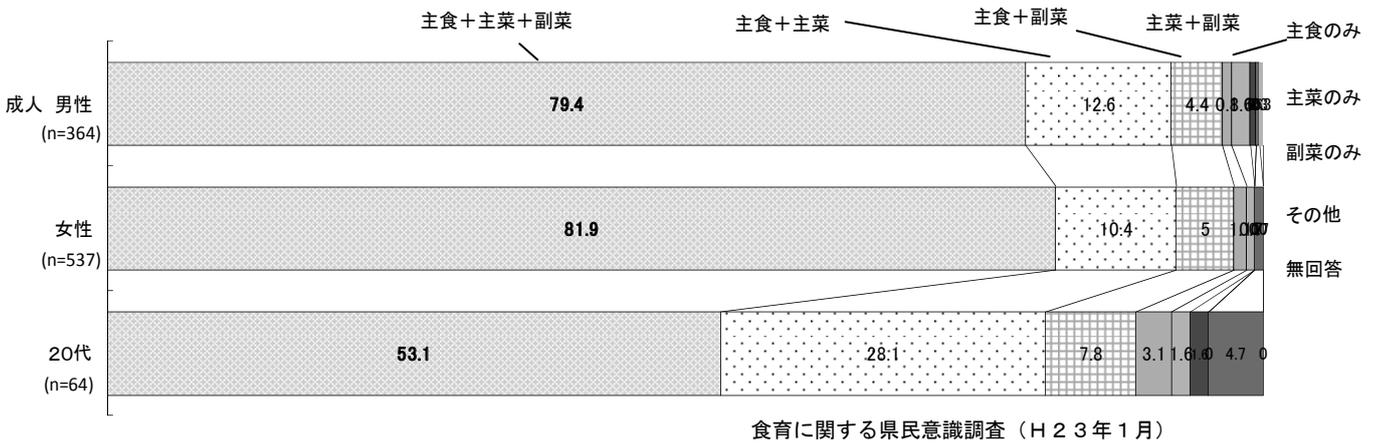
食育に関する県民意識調査 (H23年1月)

・実践度が低い

健全な食生活を実践するための指針(食事バランスガイドなど)を参考にしている者は約4割です。



副菜(野菜などを使った料理)を欠く等の望ましくない食事の形態が約2割(特に20代では5割弱)です。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の目指す姿

平成17年7月に食育基本法（平成17年法律第63号）では、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが必要であるとされています。

私たちは、これまで、伝統的には、豊かな自然の恵みに感謝の念を抱き、気候条件に合わせて工夫を凝らしながら、食生活を営んでいました。しかしながら、近年、食を取り巻く状況が大きく変わり、「食」が豊かになったと言われる一方で、「食」の大切さに対する意識が低下し、その影響は健康面にとどまらず、家庭の団らんの機会の減少や地域産業の活力低下など幅広いものとなっています。

これらの課題は第1次計画の策定時から指摘されてきたものであり、本計画においても、第1次計画と同様の3つの目的を掲げ、食育を積極的に推進します。

◇ 未来を担う子どもの健全な身体を培い、豊かな心を育む。

子どもの頃から日々の食生活に必要な知識や判断力を習得し、基本的な食習慣を身につけることにより、健全な身体を培います。また、食に関する感謝の念と理解を深め、食事マナーの習得や食を楽しむことなど、食事を通じて家族等とのコミュニケーションを深め、豊かな心を育みます。

◇ 地域の食を次世代に伝え、地域社会の活性化を図る。

石川県には祭りなど伝統的な行事、季節毎の風習などに結びついた食文化があり、また、固有の多彩な食材が活用されています。食育推進の輪を地域に広げることにより、食を通じて人と人との交流を深めるとともに、地域の食を次世代に伝え、地域社会の活性化を図ります。

◇ 県民一人一人が、健全な食生活を実践する力を身につける。

国内外から様々な食材が供給されるとともに、外食の増加など食の外部化や食に関する情報の氾濫等が進展しています。そのような中で、県民一人一人が食の大切さを再認識するとともに、生活習慣病予防に繋がる健全な食生活を自ら実践できるよう、食に関する正確な知識や的確な判断力を身に付けます。

2. 重点的に取組む施策

重点化の方向性

食育の理解を深めつつ、健全な食生活の実践に繋げる施策を強化します

(1) 子ども・保護者の理解度・実践度の向上

○適切な栄養管理等の食に関する正しい知識の習得

子どもや保護者に対し、子どもの発達に応じた適切な栄養管理に関する知識の普及啓発を推進します。

<主な施策>

- ・乳幼児健康診査等において、生活リズムの向上、適切な食習慣や運動習慣の習得に向け、栄養指導、保健指導などを実施します。
- ・小学生が、家庭において保護者と共に、食育の理解を深める家庭版食育ラーニングシート（学習編）を作成・配布し取組みを普及します。
- ・乳児の保護者が、食育に対する理解を深めるための啓発教材を作成し赤ちゃん訪問等で全戸配布します。
- ・中高生の食育に対する理解を深めるための啓発リーフレットを作成し全中高生に配布します。

○食を楽しむ力(育てる・調理する・食べる)の育成

家族が一緒になって調理し、食べる、楽しい食生活の実践を推進します。(食材を育て、食を楽しむ力の育成)

<主な施策>

- ・小学生が家庭において、基本的な生活習慣を身につけることができるよう早寝・早起き・朝ごはんチェックシートを作成・配布し取組みを普及します。
- ・小学生が、家庭において保護者と共に、食育を実践する家庭版食育チャレンジシート（実践編）を作成・配布し取組みを普及します。
- ・中高生の健全な食生活の実践を推進する取組みを検討します。

(2) 一般県民の理解度・実践度の向上

○健全な食生活や健康づくりに関する知識の習得

食を通じた生活習慣病予防に関する知識の普及啓発を推進します。

<主な施策>

- ・「いしかわ健康学講座」を開講し、e-ラーニングの実施や健康サポーターの養成を実施します。
- ・20代以上の成人向けの食育に対する理解を深めるための啓発リーフレットを作成し配布します。
- ・県民が自ら食習慣を見直し、健全な食生活を実践できるよう食育のつどいを開催します。

○健全な食生活の実践

健康で心豊かな生活を送るため健全な食生活の実践を推進します。

<主な施策>

- ・「いしかわ健康学講座」を開講し、e-ラーニングの実施や健康サポーターの養成を実施します。(再掲)
- ・県民が自ら食習慣を見直し、健全な食生活を実践できるよう食育のつどいを開催します。(再掲)
- ・企業と連携した青壮年期の野菜摂取を促進する「もっと野菜プロジェクト(MYP350)事業」を実施します。
- ・20代の若者の健全な食生活の実践を推進する取組みを検討します。

第4章 計画の施策体系

目的1 未来を担う子どもの健全な身体を培い、豊かな心を育む。

(1) 家庭における食育の推進

① 妊産婦の食育の推進

重点

② 適切な栄養管理等の食に関する正しい知識の習得

重点

③ 食を楽しむ力(育てる・調理する・食べる)の育成

(2) 保育所、幼稚園、学校等における食育の推進

① 体験型食育の推進

② 地域交流型食育の推進

③ 給食を通じた食に関する理解促進

目的2 地域の食を次世代に伝え、地域社会の活性化を図る。

(3) 石川の伝統的な食文化の継承

① 「日本型食生活」の推進

② 給食での郷土料理等の積極的な導入

③ 食文化に関する情報の収集と発信

(4) 消費者と生産者等との交流を通じた地産地消の推進

① 子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進

② 消費者と生産者の交流の促進

③ 食品関連事業者等による地産地消の推進

④ 地場産物の情報提供と利用促進

目的3 県民一人一人が、健全な食生活を実践する力を身につける。

(5) 個人における食育の推進

重点

① 健全な食生活や健康づくりに関する知識の習得

② 食品の安全性に関する知識の習得

重点

③ 健全な食生活の実践

(6) 食育を支える地域環境づくり

① ボランティア等の育成・活動の推進

② 各種団体等の連携・協力体制の確立

③ 食育の推進に関する情報提供

④ 職場における食育の推進

第5章 計画の具体的施策

目的1 未来を担う子どもの健全な身体を培い、豊かな心を育む

施策の方向性(1) 家庭における食育の推進

子どもの保護者や子ども自身の食に対する関心と理解を深め、家庭において健全な食習慣を確立します。

① 妊産婦の食育の推進

妊産婦の安全な妊娠・出産と産後の健康の回復に加えて、子どもの生涯にわたる健康づくりの基盤を確保するため、妊産婦等に対する栄養指導の充実を図ります。

[関連施策]

| | | |
|--------------------|---|-----------------|
| 妊婦教室等における栄養指導、保健指導 | 市町において実施されている妊婦教室などの機会において、妊娠中や授乳期の適切な栄養や食習慣の習得に向け、栄養指導、保健指導などを実施します。 | 少子化対策監室 (市町) |
|--------------------|---|-----------------|

② 適切な栄養管理等の食に関する正しい知識の習得

子どもや保護者に対し、家庭における子どもの発達に応じた適切な栄養管理に関する知識の普及啓発を推進します。

[関連施策]

| | | |
|------------------------------|--|---|
| 給食試食会の開催や給食だよりの発行を通じた保護者への啓発 | 保育所、幼稚園、小中学校に通う子どもの保護者を対象に、給食試食会の開催や給食だよりを発行するなど、給食を活用しながら、望ましい食習慣や知識を習得することができるよう啓発を行います。 | 少子化対策監室 (保育所) スポーツ健康課 (小学校 中学校 特別支援学校) |
| 乳幼児健康診査等における栄養指導、保健指導 | 市町において実施されている乳幼児健康診査、育児教室などの機会において、生活リズムの向上や、適切な食習慣や運動習慣の習得に向け、栄養指導、保健指導などを実施します。 | 少子化対策監室 (市町) |
| 家庭版食育推進計画の普及 | 子どもと保護者の食に対する関心と理解を深め、健全な食生活の意識啓発を図るため、家庭における計画的な食育を促進します。 | 少子化対策監室 |
| 家庭版食育ラーニングシート(学習編)の普及 | 小学校に通う子どもや保護者を対象に、家庭において望ましい食習慣を学習することができるラーニングシートを配布し、食育に対する理解促進を図ります。 | 少子化対策監室 |

| | | |
|---------------------|--|---------|
| 乳児の保護者向け啓発教材の作成 | 乳幼児の保護者が、食育や、乳幼児の食生活について正しく理解するための、啓発教材を作成し、赤ちゃん訪問事業等で配布します。 | 少子化対策監室 |
| 食育の啓発リーフレット（中高生）の作成 | 保護者からの自立が進み、成長期にある中高生が食育について理解を深めるための食育リーフレットを作成し、中高生へ配布します。 | 少子化対策監室 |

③ 食を楽しむ力(育てる・調理する・食べる)の育成

家族が一緒になって調理し、食事をする楽しい食生活の実践を推進し、食材を育てて食を楽しむ力を育成します。

[関連施策]

| | | |
|-----------------------|---|---------|
| 子どもの生活リズム向上推進事業 | 子どもが家庭で「早寝・早起き・朝ごはん」等、基本的な生活習慣を振り返るカードに記録することを通して、生活リズムの向上を図ります。 また、生活リズム向上に関する取組事例を紹介することにより、子どもの基本的な生活習慣確立の重要性について周知啓発します。 | 生涯学習課 |
| 家庭版食育推進計画の普及【再掲】 | 子どもと保護者の食に対する関心と理解を深め、健全な食生活の意識啓発を図るため、家庭における計画的な食育を促進します。 | 少子化対策監室 |
| 家庭版食育チャレンジシート（実践編）の普及 | 小学校に通う子どもや保護者を対象に、家庭において健全な食生活を実践するためのチャレンジシートを配布し、望ましい食習慣の習得を促進します。 | 少子化対策監室 |
| 中高生の食育実践に向けた取組み | 中高生が、健全な食生活を実践できるように支援する取組みを検討します。 | 少子化対策監室 |

施策の方向性(2) 保育所、幼稚園、学校等における食育の推進

保育所、幼稚園、学校等において、魅力ある食育推進活動を行い、子どもの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図ります。

① 体験型食育の推進

乳幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、豊かな人間性の育成等を図るため、保育所、幼稚園等において、家庭や地域社会と連携を図り、体験型食育を推進します。

各学校において食に関する指導の計画を策定し、教職員の連携を図るなど学校全体で体験型食育を推進できる体制の充実を図ります。

[関連施策]

| | | |
|--------------------------------------|---|-----------------------------------|
| 保育所における「食育の計画」の策定及び実践 | 「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」に基づき、各保育所において、「食育の計画」を策定し、地域の食育ボランティアや関係団体等と連携して体験型食育を推進します。 | 少子化対策監室 (保育所) |
| 児童福祉施設における食育の実践 | 児童養護施設など県内の児童福祉施設において、地域の食育ボランティアや関係団体等と連携して体験型食育を推進します。 | 少子化対策監室 (児童福祉施設) |
| 体力向上をめざした食育推進事業 | 児童生徒に望ましい生活習慣・食習慣を身に付けさせることにより、体力向上を図る。意識啓発に留まらないより実践的な改善施策をモデル校において実践し、効果が実証された取組を県内各校に普及します。 | スポーツ健康課 |
| 小・中学校、特別支援学校における食育の推進 | 「食に関する指導の手引」を活用し、食に関する年間指導計画を作成し、計画的に食育を推進します。栄養教諭、学校栄養職員等の資質向上のため、学校給食研究大会、栄養教諭等講習会を開催します。 | スポーツ健康課 (小学校 中学校 特別支援学校) |
| いしかわ田んぼの学校推進プロジェクト事業 | 田んぼ、水路、ため池などを遊びの場とし、農業や農作物への理解促進と環境に対する豊かな子供を育てるため、小学校教育のなかで地域と密着した体験型の環境教育を実施します。 | 経営対策課 農業安全課 |
| 食と農の見学・体験学習会等の開催(いしかわ地産地消ネットワーク形成事業) | 小学生やその保護者を主な対象に、地元農林産物の栽培、収穫、それらを使った調理等の体験「食と農の見学・体験学習会」を実施し、地域農業への理解促進と地産地消を推進します。 地域ごとに「食農教育連絡会議」を設置し、学校での農林漁業体験活動等を支援します。 | 農業安全課 |
| 私立高等学校特色教育推進事業 | 栄養教諭の活用など食に関する指導の充実を図る私立高校に助成し、食育の推進を図ります。 | 総務課 |

② 地域交流型食育の推進

保育所、幼稚園等において、在宅の子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談への対応や情報提供等に努めるほか、地域と連携しつつ、積極的に食育を推進します。

小学校、中学校、高等学校ならびに特別支援学校など各学校において、地域の食育ボランティアや生産者団体等と連携し、農林漁業体験、食品の流通や調理、食品廃棄物の再生利用等に関する体験といった児童生徒の様々な体験活動等を推進します。

【関連施策】

| | | |
|---------------------------|--|------------------|
| 保育所における「食育の計画」の策定及び実践【再掲】 | 「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」に基づき、各保育所において、「食育の計画」を策定し、地域の食育ボランティアや関係団体等と連携して体験型食育を推進します。 | 少子化対策監室 (保育所) |
| 栄養教諭を中核とした食育推進事業 | 児童生徒が将来にわたり、健康な生活を送るために望ましい食習慣を身につけることができるよう、推進地域を指定し、栄養教諭が中核となって、学校・家庭・地域団体と連携・協力しながら、食育の推進を図るための実践的な取組を行います。 | スポーツ健康課 |

③ 給食を通じた食に関する理解促進

健全な食生活や、食を通じた地域の自然、文化、産業等に関する児童生徒や保護者の理解促進のため、生産者団体等と連携し、給食における地場産物（県産食材）の活用を推進するとともに、地域の生産者や生産に関する情報を児童生徒に伝えるための取組を促進します。また、児童生徒の望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進のため、献立内容の充実を促進します。

【関連施策】

| | | |
|---------------------------|---|---|
| 給食時の献立内容の説明、食事マナーの指導 | 保育所や幼稚園、学校において、給食時に本日の献立内容の食材や栄養面からの説明、食事マナーなど適時、健全な食生活や食料の生産等に対する子どもの関心と理解を深めるような指導を行います。 | 少子化対策監室 (保育所) スポーツ健康課 (小学校 中学校 特別支援学校) |
| 学校給食調理コンクールの実施 | 地場産物(県産食材)をテーマとした学校給食調理コンクールを開催し献立内容の充実を促進します。 | スポーツ健康課 |
| 中学生学校給食献立コンクールの実施 | 中学生を対象に地場産物(県産食材)をテーマとした学校給食献立コンクールを実施し、学校給食の献立内容の充実を図ります。 | スポーツ健康課 |
| 小・中学校、特別支援学校における食育の推進【再掲】 | 「食に関する指導の手引」を活用し、食に関する年間指導計画を作成し、計画的に食育を推進します。 栄養教諭、学校栄養職員等の資質向上のため、学校給食研究大会、栄養教諭等講習会を開催します。 | スポーツ健康課 (小学校 中学校 特別支援学校) |
| 石川のおさかな給食モデル事業 | 県産魚の学校給食での利用を図るため、モデル市町において検討会を開催し、メニューの検討、試作等を行うとともに、学校での利用を通じ、安定的な利用について検証を行い、他市町への普及を図ります。 | 水産課 |

目的2

地域の食を次世代に伝え、地域社会の活性化を図る

施策の方向性(3) 石川の伝統的な食文化の継承

石川県の郷土料理や食材等を活用した食育を推進し、伝統ある優れた食文化を継承します。

① 「日本型食生活」の推進

「日本型食生活」の実践を促すため、米、野菜など地元の農林水産物への知識を深めること、また、家庭における伝統的な料理や食事のマナーなどの次代への継承などについて、多様な広報媒体を通じた情報提供や、具体的な促進策などを展開し、石川の特色ある食の継承・発展を目指します。

[関連施策]

| | | |
|----------------------------------|--|---|
| じわもんライフ、いしかわの地産地消などホームページによる情報発信 | ホームページを活用して石川県の農業や農林水産物について情報発信を行い、理解促進します。 | 農業政策課 生産流通課 |
| 地域版食育推進計画の普及・認定・表彰 | 地域の関係者が連携した、郷土色豊かな食育の実施を促進します。 | 少子化対策監室 |
| 「食に関する指導の手引」等に基づく指導の実施 | 学校給食や調理実習等を通じて、食事の準備やマナー等と併せて食文化についての知識を深めるとともに、家庭における食事作りへの参加や実践につながるよう、児童生徒に指導を行います。 | スポーツ健康課 (小学校 中学校 高等学校 特別支援学校) |

「じわもんライフ」(農業政策課)

<https://www.jiwamonlife.com/>



② 給食での郷土料理等の積極的な導入

石川県の伝統的な食文化について子どもが早い段階から関心と理解を抱くことができるよう、給食において郷土料理や伝統料理等の伝統的な食文化を継承した献立を取り入れ、食に関する指導を行う上での教材として活用されるよう促進します。

【関連施策】

| | | |
|-----------------------|---|---|
| 郷土料理を取り入れた給食の実施 | 保育所や学校において、郷土料理や伝統料理などを積極的に取り入れるとともに、授業においても教材として活用を図り、石川県の伝統的な食文化について理解が進むよう、取り組みます。 | 少子化対策監室 (保育所) スポーツ健康課 小学校 中学校 特別支援学校 |
| 学校給食調理コンクールの実施【再掲】 | 地場産物(県産食材)をテーマとした学校給食調理コンクールを開催し献立内容の充実を促進します。 | スポーツ健康課 |
| 中学生学校給食献立コンクールの実施【再掲】 | 中学生を対象に地場産物(県産食材)をテーマとした学校給食献立コンクールを実施し、学校給食の献立内容の充実を図ります。 | スポーツ健康課 |

③ 食文化に関する情報の収集と発信

石川県の食文化やその普及啓発に係る事例・手法を収集・発信し、本県の食文化の継承に向けた気運の醸成を図ります。また、イベントやシンポジウム等において、本県の伝統ある食文化、地域の郷土料理や伝統料理、食材等の紹介や体験を盛り込み、多くの県民がこれらに触れる機会を提供します。

【関連施策】

| | | |
|--------------------------|---|-------|
| 石川県の食文化に関する情報の発信(ホームページ) | 石川の伝統的な食文化継承の視点も踏まえて、情報発信を行います。 | 健康推進課 |
| 石川の農林漁業まつりの開催 | いしかわの食文化伝承の観点を盛り込み、いしかわの農林漁業まつりを開催します(毎年10月開催)。 | 農業政策課 |

「母が伝えるヘルシーメニュー」(健康推進課)

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenkou/healthy/index.html>

The screenshot shows two recipe cards from a website. The first card is for '柿の葉ずし' (Persimmon Leaf Zushi) with ingredients like persimmon leaves, rice, and various toppings. The second card is for 'いしりの貝焼鍋' (Ishiri's Shell Stew) with ingredients like shellfish, miso, and vegetables. Both cards include a photo of the finished dish and a small photo of the person who prepared it.

施策の方向性(4) 消費者と生産者等との交流を通じた地産地消の推進

消費者に農林漁業体験活動、生産者との交流、情報提供等を通じて、地域農林漁業や地場産物への理解を深めてもらい地産地消を推進します。

① 子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進

食の体験活動を通じて、食に関する知識の習得や、食べ物を大切にすることの意識の醸成などを図り、健康的で地域に根ざした、また、環境にも配慮した食生活の普及啓発を進めることが大切であり、子どもを中心として、農林水産物の生産における様々な体験の機会を拡大するため、農林漁業者・関係団体による、情報提供の強化、受入体制の整備等に努めます。

[関連施策]

| | | |
|--|---|----------------|
| いしかわ田んぼの学校推進プロジェクト事業【再掲】 | 田んぼ、水路、ため池などを遊びの場とし、農業や農作物への理解促進と環境に対する豊かな子供を育てるため、小学校教育のなかで地域と密着した体験型の環境教育を実施します。 | 経営対策課 農業安全課 |
| 食と農の見学・体験学習会等の開催(いしかわ地産地消ネットワーク形成事業)【再掲】 | 小学生やその保護者を主な対象に、地元農林産物の栽培、収穫、それらを使った調理等の体験「食と農の見学・体験学習会」を実施し、地域農業への理解促進と地産地消を推進します。 地域ごとに「食農教育連絡会議」を設置し、学校での農林漁業体験活動等を支援します。 | 農業安全課 |
| いしかわ耕稼塾「いしかわの農業を学ぼうコース」 | 農作物の種まきから収穫までの様々な農作業体験実施し、農業に関心と理解を深めていただきます。 | 農業政策課 |

② 消費者と生産者の交流の促進

消費者と生産者の交流を促進するため、各種広報媒体やイベント等を通じた消費者への農山漁村の情報提供や農山漁村での受入体制の整備等を推進します。

[関連施策]

| | | |
|--------------------|--|-------|
| じわもんライフ | 「農業の応援団づくり」として、一般県民を対象に会員「じわもんサポーター」の募集・登録を行い、会員に対して、農家巡りツアー、協力農家の農産物や加工品のモニター試食、料理教室等開催します。 | 農業政策課 |
| 石川の農林漁業まつり開催事業【再掲】 | 農林水産業をPR(農林水産物の実物展示、各種体験など)し、消費者に対し、農林水産業の役割の理解促進に努めます(毎年10月開催)。 | 農業政策課 |
| 棚田保全対策事業 | 棚田地域等の有する多面的機能の良好な発揮と維持を図り、農業・農村の活性化に資することなどを目的に、棚田オーナー制度の実施、交流イベントの開催等を行います。 | 農業政策課 |

| | | |
|--|--|-------|
| 農業みんなでネット (いしかわ農業人材 育成事業) | 農業者と消費者の理解交流を促進する啓発セミナーを開催します。 | 農業政策課 |
| 「ふるさとの匠」活 用事業 | 農林漁業に関する優れた技能を有し、来訪者に直接指導できる人材を発掘し、「ふるさとの匠」として登録し、技能を各種体験交流の場で発揮し、匠という人材を新たな魅力として発信することで、グリーン・ツーリズム人口の拡大を図ります。 | 農業政策課 |
| 地産地消受注懇談会 の開催(いしかわ地 産地消ネットワーク 形成事業) | 生産者と食品業者とのマッチングを図るための「地産地消受注懇談会」を開催します。 | 生産流通課 |
| 石川のおさかな給食 モデル事業【再掲】 | 県産魚の学校給食での利用を図るため、モデル市町において検討会を開催し、メニューの検討、試作等を行うとともに、学校での利用を通じ、安定的な利用について検証を行い、他市町への普及を図ります。 | 水産課 |

③ 食品関連事業者等による地産地消の推進

製造・加工、流通・販売、外食など食品関連事業者は、消費者との接点が多いことから、職場体験や施設見学等の交流・体験の機会の提供に努めるほか、県産食材を用いた商品の開発、より健康に配慮したメニューの提供、食の創意工夫や衛生管理を始めとした情報のわかりやすい提供などについても、食育推進の観点から、積極的に取り組むよう努めるものとします。

【関連施策】

| | | |
|--|--|-------|
| いしかわ旬の地場も のもてなし運動協力 店の登録・石川県地 産地消推進協力店の 認定(いしかわ地産 地消ネットワーク形 成事業) | 地産地消に取り組む小売店や飲食店の認定・登録など、商工業者と連携した取組を実施し、県産食材の消費拡大を図ります。 | 生産流通課 |
|--|--|-------|

④ 地場産物の情報提供と利用促進

食と農林漁業の理解促進を図るため、広く地場産物の情報を発信するとともに、生産者をはじめ流通関係者、食品事業者など関係者と連携し地場産物の利用を促進します。

【関連施策】

| | | |
|--------------------------------------|---|----------------|
| じわもんライフ、いしかわの地産地消など情報の発信（ホームページ）【再掲】 | ホームページを活用して石川県の農業や農林水産物について情報発信を行い、地産地消の推進を行います。 | 農業政策課 生産流通課 |
| 石川のおさかな給食モデル事業【再掲】 | 県産魚の学校給食での利用を図るため、モデル市町において検討会を開催し、メニューの検討、試作等を行うとともに、学校での利用を通じ、安定的な利用について検証を行い、他市町への普及を図る。 | 水産課 |
| ふるさと食品認証制度 | 主要な原材料に地場の農畜水産物を使った食品や伝統的な技法で製造された食品であることなど、一定の品質・基準を満たすものをふるさと食品として認定するものです。 | 農業政策課 |

「いしかわの地産地消」（生産流通課）

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/nousan/tisantisyou/>

いしかわの地産地消

「地産地消」とは

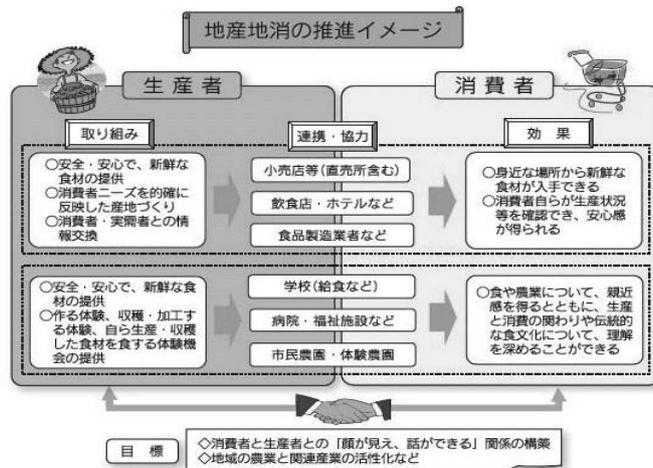
「地産地消」とは、「地域でとれた生産物を地域で消費する」という意味です。

現在、スーパーなどでは、食材を全国各地から(時には外国から)運んで来て、いつでも欲しいものが手に入るようになっています。

このため、生産された土地の風土や習慣に関係なく画一的な食材が多く並び、旬や地域特有の食材や食文化が失われつつあります。

このような中で、生産者と消費者が「顔が見える、話ができる」ような身近な関係で、新鮮で安心できる農林水産物を消費する「地産地消」の必要性が見直されています。

「地産地消」は、このほか、食、農、地域の伝統的な食文化への理解促進、地域農林漁業の振興につながるものです。



目的3 県民一人一人が、健全な食生活を実践する力を身につける

施策の方向性(5) 個人における食育の推進

地域において、食生活の改善に取り組み、生活習慣病を予防し県民の健康を増進します。

① 健全な食生活や健康づくりに関する知識の習得

食を通じて生活習慣病等の予防に関する知識を習得し、健康な生活を確保するため、科学的知見に基づく食生活の改善に必要な情報を、保健所、市町保健センター、医療機関等において、普及啓発を推進します。

【関連施策】

| | | |
|---------------------------------|---|-----------|
| 「いしかわ健康学講座」の開講等（健康フロンティア戦略推進事業） | 何をどれだけ食べたらよいかなどをわかりやすく理解していただくための「いしかわ健康バランスガイド～食事編」（平成18年度作成）について、その普及啓発を図ります。また、「いしかわ健康学講座」を開講し、eラーニングの実施や、「健康サポーター」の養成を行います。 | 健康推進課 |
| 保健福祉センター、市町保健センター等による栄養指導等 | 食育に関する普及啓発活動を推進するとともに、生活習慣病予防や、食生活を支える口腔機能の維持向上等についての指導を推進します。 | 健康推進課（市町） |
| 青年期・一般県民向け食育啓発リーフレット作成 | 自ら食習慣を見直し、健全な食を選択する力を身につけることができるよう、啓発リーフレットを作成し、各種保健事業、地域での講座等で活用します。 | 少子化対策監室 |
| みんなで学ぶ食育のつどいの開催 | 青年期以降の成人が、自ら食習慣を見直し、健全な食を選択する力を身につけることができるよう、食育のつどいを開催します。 | 少子化対策監室 |

「いしかわ健康学講座」（健康推進課）

<http://www.kenkougaku.com/>



② 食品の安全性に関する知識の習得

食品の安全性や食品表示に関する県民の知識と理解を深めるために、様々な知識を県民が習得できるよう、パンフレットやホームページ等を通じて県民に分かりやすい形で情報を提供します。

【関連施策】

| | | |
|--------------|--|---------|
| 食の安全・安心推進事業 | 情報誌「フードコミュニティいしかわ」の発行や意見交換会の開催等、食の安全・安心に向けた取組を行い、食品に関するリスクコミュニケーションを推進します。 | 食品安全対策室 |
| 食品衛生総合対策推進事業 | 食品の安全性や食品表示に関する知識と理解を深めるために、県民向け食の安心・安全ハンドブックおよびチラシを作成し、配布します。 | 薬事衛生課 |
| 食品表示適正化事業 | 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）に基づく適正な食品表示の普及啓発や、店舗調査などによる食品表示の監視・指導を行います。 | 農業安全課 |

③ 健全な食生活の実践

健康で心豊かな生活を送るため、健全な食生活の実践を通して、その重要性を体感し、望ましい食習慣を定着するための取組を強化します。

【関連施策】

| | | |
|-------------------------------------|---|---------|
| 「いしかわ健康学講座」の開講等（健康フロンティア戦略推進事業）【再掲】 | 何をどれだけ食べたらよいかなどをわかりやすく理解していただくための「いしかわ健康バランスガイド～食事編」（平成18年度作成）について、その普及啓発を図ります。また、「いしかわ健康学講座」を開講し、eラーニングの実施や、「健康サポーター」の養成を行います。 | 健康推進課 |
| もっと野菜プロジェクト（MYP350）事業 | 野菜は、がんのリスク低下や、肥満、糖尿病予防に効果が期待できるが、県民の野菜摂取量は不足気味であり、特に20～40歳代の野菜摂取量が少ないことから、企業等と連携した青壮年期の野菜摂取促進を目指した取り組みを実施します。 | 健康推進課 |
| みんなで学ぶ食育のつどいの開催【再掲】 | 青年期以降の成人が、自ら食習慣を見直し、健全な食を選択する力を身につけることができるよう、食育のつどいを開催します。 | 少子化対策監室 |
| 20代の若者世代に対する食育実践の推進 | 食生活で課題の多い20代を中心とする若者世代に、健全な食生活の実践を推進する取組を実施します。 | 少子化対策監室 |

施策の方向性(6) 食育を支える地域環境づくり

ボランティアを含めた関係者間の連携・協力を図り、県民を挙げて食育を推進する環境を整備します。

① ボランティア等の育成・活動の推進

食育の推進は、県民一人ひとりの食生活に直接関わる取組であり、これを県民に適切に浸透させていくためには、地方公共団体による取組だけでなく、県民の生活に密着した活動を行っているボランティアの役割が重要であることから、その取組の活発化がなされるよう環境の整備を図ります。

【関連施策】

| | | |
|------------------------------------|--|---------|
| 食生活改善推進員等の活動支援（健康ボランティア戦略推進事業）【再掲】 | 食生活改善推進員など食育や健康づくりに関するボランティアに対し、基本的な知識等の向上を図るなど、活動を支援します。 | 健康推進課 |
| 地域版食育推進計画の普及・認定・表彰（食育推進体制整備事業）【再掲】 | 地域の関係者が連携した郷土食豊かな食育の実施を推進します。「子ども食育応援団」の認定を行います。 | 少子化対策監室 |
| 「いしかわ食育手伝い隊」の登録（食育推進体制整備事業） | 地域で行われる食育活動をお手伝いすることができる事業者等を「いしかわ食育手伝い隊」として県保健福祉センターに登録します。 | 少子化対策監室 |

② 各種団体等の連携・協力体制の確立

行政と各種団体やボランティア等が密接に連携・協力しつつ一体となって食育、地産地消を推進することができるよう、連携・協力体制の構築等を推進します。特に、地域における自発的な食育推進活動を促進するため、関係団体が連携して取り組む地域版食育推進計画と、子どもを対象とした計画に積極的に参画する「子ども食育応援団」の認定、「いしかわ食育手伝い隊」の登録を促進します。

【関連施策】

| | | |
|-------------------------------------|---|---------|
| いしかわ食育推進委員会、庁内食育連絡会等の開催（食育推進体制整備事業） | 地域の特色を活かした食育を推進するため、いしかわ食育推進委員会、庁内食育連絡会、市町・保健所食育担当者会議を開催し、身近な市町における一体的な取組みを推進します。 | 少子化対策監室 |
| 地域版食育推進計画の普及・認定・表彰（食育推進体制整備事業）【再掲】 | 地域の関係者が連携した郷土食豊かな食育の実施を推進します。「子ども食育応援団」の認定を行います。 | 少子化対策監室 |

③ 食育の推進に関する情報提供

食の関係者はもとより、広く県民が食育に関する関心と理解を深めるとともに、食育に関する施策、基本計画の推進状況、地方公共団体における取組状況等必要な情報を容易に入手することができるよう、総合的な情報提供を行います。さらに、毎年6月を「食育月間」、毎月19日を「食育の日」と定め、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施すると共に、様々な機会をとらえて広報啓発活動を実施します。

【関連施策】

| | | |
|-------------------------|--|---------|
| 食育推進体制整備事業 | 食育月間（6月）、食育の日（19日）について、関係団体と連携したPRを実施します。 | 少子化対策監室 |
| 県ホームページ「いしかわの食育」による情報提供 | 県内の行政や関係団体の施策や各地の取組例、また、食に関する様々な情報を一元的に発信するなど、食育に関する情報提供の充実を図ります。 | 少子化対策監室 |
| 食育に関する県民意識調査 | 本計画の施策評価等をするために、県民の食に関する意識等の調査を行います。 | 少子化対策監室 |
| 「健康づくり応援の店」推進事業 | 県民の健康づくりを食生活の面から支援するとともに、適切な健康情報を提供するために、健康づくりのためのさまざまなサービスやヘルシーメニューの提供などを行う飲食店を「健康づくり応援の店」に認定します。 | 健康推進課 |
| 県民健康・栄養調査 | 県民の栄養摂取状況、身体状況、生活習慣などの調査を行います。 | 健康推進課 |

「いしかわの食育」（少子化対策監室）

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kosodate/syokuiku/2010/index.html>

いしかわの食育

いしかわの食育

お知らせコーナー

募集します！

石川県の取組み

市町の取組み

県民の取組み

④ 職場における食育の推進

地域保健と職域保健が連携し、職場における健康づくりや社員食堂におけるヘルシーメニューの提供や栄養成分表示などを通じて、栄養や食生活等の普及・啓発を行います。

【関連施策】

| | | |
|-----------------------------|---|-------|
| 働く世代の健康応援事業（健康フロンティア戦略推進事業） | 企業における健康づくりの推進のために、従業員や県民の健康づくりに積極的に取り組む企業への表彰、取組み事例の普及をし、健康づくりに取り組もうとする企業へ、講師派遣、支援等を実施します。また、「家族の健康チェックカード」により、小学生とその家族がともに生活習慣をチェックします。 | 健康推進課 |
| 特定給食施設等における食に関する情報提供等の充実 | 社員食堂などの利用者に対する健康や栄養に関する情報提供の実施等について指導、助言を行います。 | 健康推進課 |

第6章 計画の体制と役割

1. 数値目標の設定

食育を県民運動として推進するためには、多くの関係者の理解の下、共通の目標を掲げ、その達成を目指して協力して取り組むことが有効です。また、その成果や達成度を客観的に把握できるようにすることが必要です。

このため、重点的に取り組む施策については数値目標を設定し、その他の施策についても行動指標を掲げ、食育の取組を推進するものとします。

○計画の数値目標

【重点的に取組む施策の目標】 ※食育の理解を深めつつ、健全な食生活の実践に繋げる施策

| 数値目標項目 | | 現状値 | 目標値 |
|---|--------|-------|-------|
| | | (H23) | (H28) |
| 「食育」という言葉も意味も知っている県民の割合 | 幼児保護者 | 56.3% | 70%以上 |
| | 小学生保護者 | 65.4% | 80%以上 |
| | 中高生 | 16.7% | 50%以上 |
| | 成人 | 51.7% | 60%以上 |
| 健全な食生活を実践するための情報や知識を参考に食生活を送っている県民の割合 | 幼児保護者 | 46.2% | 60%以上 |
| | 小学生保護者 | 49.3% | 60%以上 |
| | 中高生 | 35.0% | 50%以上 |
| | 成人 | 40.0% | 50%以上 |
| 栄養的にバランスのとれた食事(NBD)*をすることが多い県民の割合 *NBDとは、nutritionally balanced dietの頭文字 | 幼児 | 76.9% | 90%以上 |
| | 小学生 | 81.7% | 90%以上 |
| | 中高生 | 71.3% | 80%以上 |
| | 成人 | 80.8% | 90%以上 |
| | 20代 | 53.1% | 60%以上 |
| 食育の理解・実践の向上を目的としたつどい等を開催している市町の割合 | | — | 100% |

【計画全体のアウトカム】

| 数値目標項目 | 現状値 | 目標値 |
|------------------|-------|-------|
| | (H23) | (H28) |
| 食育に関心を持っている県民の割合 | 75.0% | 90%以上 |

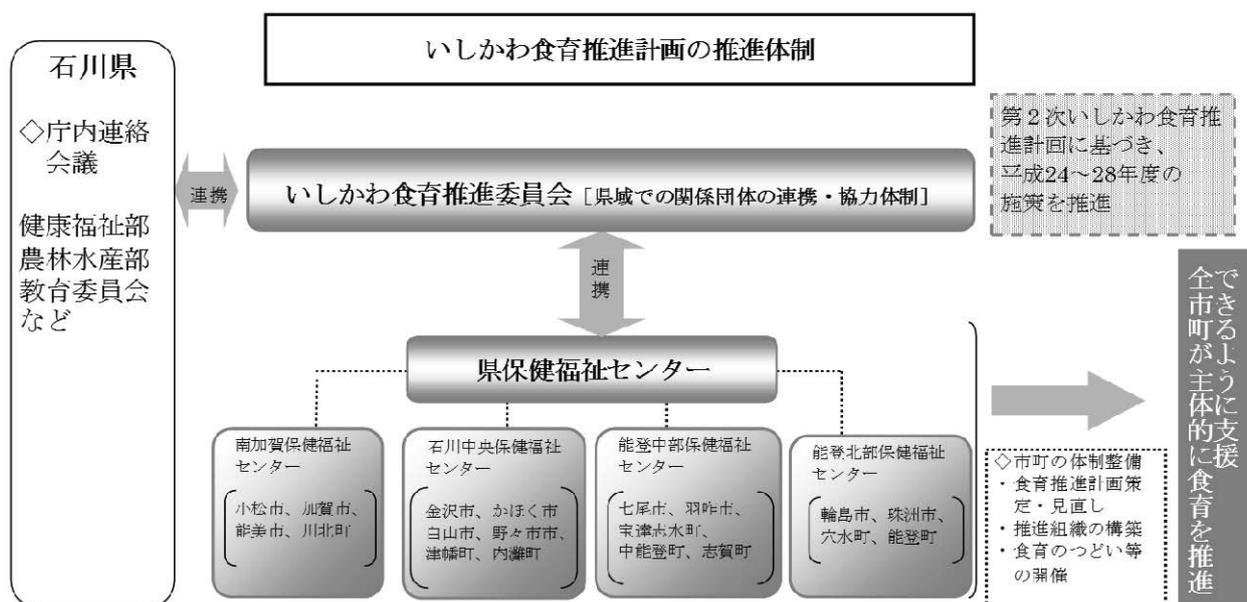
※ 行動指標は、参考資料に掲載

2. 評価（中間評価）

- 事業が計画に基づいて適切になされたか、また、成果がどの程度上がったかを
確認するためには、適切に取組の評価を行うことが必要です。
評価に当たっては、上記数値目標の達成状況の把握に努めつつ、また、時代の
変化や食をめぐるその他の状況などを踏まえながら、行うものとします。その
うえで、取組の手法、推進体制、進行管理などについて、妥当性を検証します。
- 計画期間の中間年となる平成26年度において、本計画の達成状況について、
中間評価を行います。中間年に数値目標を評価する場合には、現状値と目標値
の乖離の50%の値をもって評価します。この評価結果を踏まえ、平成28年
度の目標達成に向けて、以後の手法や体制を改善することとします。
- 評価の結果等は、ホームページ等によりわかりやすく県民に公表し、県民と
結果を共有することにより、食育についての自主的な取組の一層の促進を図り
ます。

3. 推進体制

- 学識経験者、食関連団体などから構成する「いしかわ食育推進委員会」にお
いて、計画の進捗状況の把握や評価を行います。
- 「いしかわ食育推進庁内連絡会議」により、庁内の関係部局の連携を図りな
がら、食育に関する施策を積極的に推進します。
- 県民により身近な市町における取組みを一層推進します。



4. 各主体の役割

(1) 県

- 本計画に基づき、県内の食をめぐる課題に適切に対応して、各種の施策を展開することにより、食育を強力に推進します。
- 食に関する調査を行い、県内の食に関する状況を適切に把握し、その成果については速やかに公表し、県内の食育事業に活用します。
- 各種媒体やイベントなどの機会を活用し、県民に対し食育の理解・実践の向上について啓発を行います。
- 県内の事業者や団体による自主的な食育活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、専門家の派遣、情報の提供など適切に支援を行います。

(2) 市町

- 市町食育推進計画に基づき、関係団体等との協力・連携を図り、管内における食育推進事業を主体的に推進するものとします。
- 特に、食育の理解・実践の向上を目的としたつどい等を主体的に開催するものとします。

(3) 家庭

- 県民は、本計画に基づいて実施される各種の食育活動に積極的に参加することにより、食育の意義や必要性の理解を深め、家庭においてその実践に努めるものとします。

(4) 学校、保育所、幼稚園など

○地域の食関連の事業者・団体と連携し、子どもに対する食育を積極的に実施するとともに、家庭との連携が図れるよう、その保護者に対しても適切に働きかけを行うものとしします。

(5) 関係団体、農林漁業者、食品関連事業者、食関係のボランティアなど

○県民に対し、食の大切さを再認識できるよう、食に関する情報や体験の機会を積極的に提供し、家庭で適切に食育が行われるよう、その支援に努めるものとしします。

○学校、保育所、幼稚園などが行う食育の内容を充実させるため、食に関する情報や体験の機会を積極的に提供し、その支援に努めるものとしします。

○食生活は、地域で育まれてきた食文化を反映し、また、個人の自由な判断と選択に委ねられるものであることから、身近な地域で自主的に取組が行われることが大切であり、関係者が地域の実情に即して計画的に食育の実践に努めるものとしします。

[参考1] 行動指標

目的1 未来を担う子どもの健全な身体を培い、豊かな心を育む。

(1) 家庭における食育の推進

| 行動指標項目 | | 現状値 (H23) | 調査名等 (現状値の担当課) |
|--|--------|--------------|--|
| 台所に親と一緒に立ち調理をしている子どもの割合 | 幼児 | 41.0% | 食育に関する県民意識調査(H23.1) (少子化対策監室) |
| | 小学生 | 63.2% | |
| 1日3回食事をする子どもの割合 | 幼児 | 96.3% | 食育に関する県民意識調査(H23.1) (少子化対策監室) |
| | 小学生 | 96.0% | |
| | 中学2年生 | 89.8% | |
| | 高校2年生 | 90.3% | |
| 朝食を毎日(いつも)食べている子どもの割合 | 3歳児 | 89.4% | 母子保健の主要指標(H22) (少子化対策監室) |
| | 小学6年生 | 90.8% | 全国学力・学習状況調査(H22) (学校指導課) |
| | 中学生3年生 | 87.4% | |
| 1日に1回でも家族(全員でなくてもよい)と一緒に食事を する日が「ほとんど毎日」の子どもの割合 | 幼児 | 94.9% | 「食育に関する県民意識調査」 (H23.1) (少子化対策監室) |
| | 小学生 | 96.1% | |
| | 中学2年生 | 76.6% | |
| | 高校2年生 | 71.2% | |

(2) 保育所・幼稚園・学校等における食育の推進

| 行動指標項目 | 現状値 (H23) | 調査名等 (現状値の担当課) |
|-------------------------------|--------------|--|
| 学校給食における地場産物(県産食材)を使用する割合 | 31.0% | 学校給食における地場産物の活用状況調査(H22文部科学省) (スポーツ健康課) |
| 食育計画を策定し、評価している保育所の割合 | 87.3% | 保育所における食育に関する調査(H23.12) (少子化対策監室) |
| 体験型食育(栽培体験+調理体験)を実施している保育所の割合 | 93.6% | 保育所における食育に関する調査(H23.12) (少子化対策監室) |

目的2 地域の食を次世代に伝え、地域社会の活性化を図る。

(3) 石川の伝統的な食文化の継承

| 行動指標項目 | 現状値 (H23) | 調査名等 (現状値の担当課) |
|-------------------------|--------------|----------------------------------|
| 子どもに伝えていきたい味や料理がある県民の割合 | 40.9% | 食育に関する県民意識調査(H23.1) (少子化対策監室) |
| 手間のかかる伝統食品を作っている県民の割合 | 41.9% | 食育に関する県民意識調査(H23.1) (少子化対策監室) |

(4) 消費者と生産者等との交流を通じた地産地消の推進

| 行動指標項目 | 現状値 (H23) | 調査名等 (現状値の担当課) |
|-------------------|--------------|----------------------------------|
| 農業体験を実施している小学校の割合 | 96.9% | いしかわの食と農業・農村ビジョンH24.3 (農業安全課) |
| じわもんサポーター登録数 | 3,140件 | H23.12. (農業政策課) |
| 石川県地産地消推進協力店数 | 788店 | H24.1. (生産流通課) |

目的3 県民一人一人が、健全な食生活を実践する力を身につける。

(5) 個人における食育の推進

| 行動指標項目 | 現状値 (H23) | 調査名等 (現状値の担当課) |
|-----------------------------|--------------|--|
| 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている県民の割合 | 79.3% | 食育に関する県民意識調査(H23.1) (少子化対策監室) |
| 1日3回食事をする県民の割合 | 20代男性 | 71.4% |
| | 20代女性 | 72.1% |
| | 30代男性 | 81.3% |
| | 40代男性 | 74.4% |
| 朝食を毎日(いつも)食べている県民の割合 | 20代男性 | - |
| | 20代女性 | - |
| | 30代男性 | - |
| | 30代女性 | - |
| 野菜類の摂取量(成人1日当たり) | 344.7g | いしかわ健康フロンティア戦略2009 県民健康・栄養調査(H17.11) (健康推進課) |
| 健康のために「食事・栄養に気を配る」県民の割合 | 58.0% | いしかわ健康フロンティア戦略2009 県民健康調査(H20.11) (健康推進課) |

(6) 食育を支える地域環境づくり

| 行動指標項目 | 現状値 (H23) | 調査名等 (現状値の担当課) |
|---------------------|--------------|--------------------|
| 地域版食育推進計画の認定数 | 52 | H23 (少子化対策監室) |
| 子ども食育応援団の認定数 | 46 | H23 (少子化対策監室) |
| 食育の推進に関わるボランティアの数 | 6,160人 | H23.6 (少子化対策監室) |
| 推進計画を策定・実施している市町の割合 | 94.7% | H24.3 (少子化対策監室) |

[参考2]「食育に関する県民意識調査」の概要について

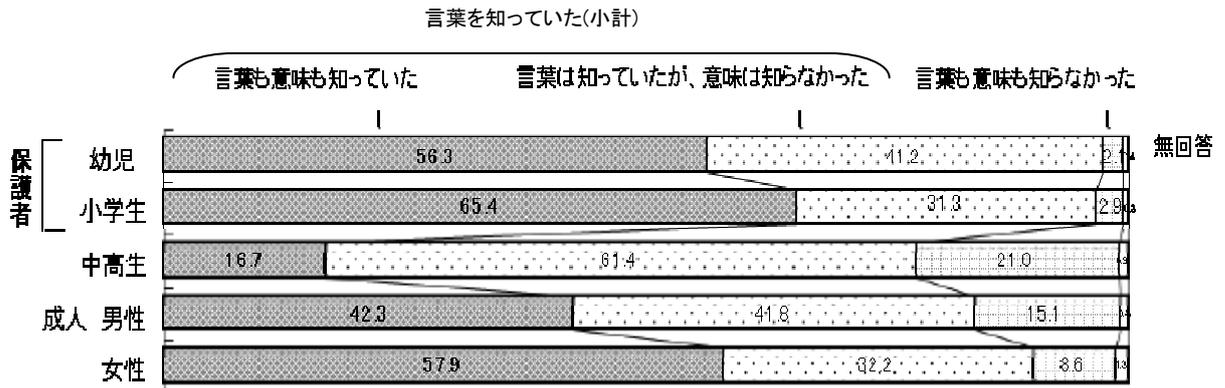
- 調査目的 : 食育に関する県民の意識を把握し、食育推進計画の必要な見直しに向けての基礎資料とする
 - 調査地域 : 石川県全域
 - 調査対象者 : ①20歳以上男女 2,000人
 - ②高校2年生 396人
 - ③中学2年生 391人
 - ④小学校2年生 396人
 - 4年生 390人
 - 6年生 424人の児童および保護者(合計1,210人)
 - ⑤保育所に通所する1歳児クラス 409人
 - 3歳児クラス 399人
 - 5歳児クラス 394人
- の幼児および保護者(合計1,202人)
- 対象者抽出 : ①層化二段無作為抽出法
 - ※層化基準 : 19市町をそれぞれ1つの層とする
 - ②加賀地区、能登地区より各1校を抽出
 - ③4医療圏ごとに中学校を各1校抽出
 - ④4医療圏ごとに小学校を1~3校抽出
 - ⑤4医療圏ごとに保育所を2~8か所抽出
- 調査時期 : ①平成23年1月29日~2月11日
- ②~⑤平成23年1月13日~1月31日
- 調査方法 : ①郵送自記入調査
- ②③自記入調査(学校配布回収)
- ④小学生1,210人のうち2年生、4年生、6年生クラスに複数
在籍する場合は、長子について保護者が記入
- ⑤保育所入所幼児1,202人のうち1歳児、3歳児、5歳児クラス
に在籍する場合および3歳児、5歳児クラスに在籍する場合は、
3歳児について保護者が回答し、1歳児、5歳児クラスに
在籍の場合は、5歳児について保護者が記入
- *全て無記名式
- 有効回収数 : ①904人(回収率45.2%)
- ②371人(回収率93.7%)
- ③372人(回収率95.1%)
- ④922人(回収率76.2%)
- ⑤844人(回収率70.2%)

1. 食育に関する意識や知識

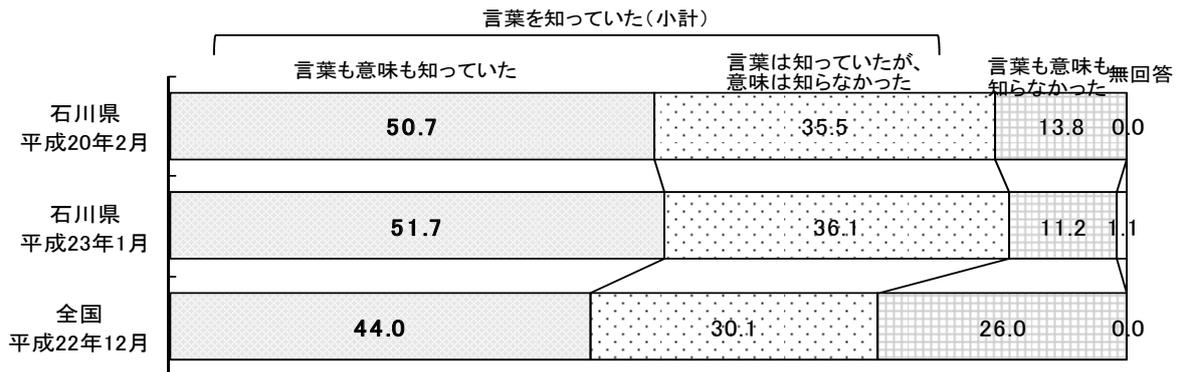
① 食育の周知（石川県、全国）

「食育」という言葉やその意味について、「言葉を知っていた」人の割合は、幼児・小学生の保護者で90%以上、成人では女性で90%を超えている。

しかし、「食育の意味を知らない」人も成人の5割、中高生の8割いる。



成人の食育の周知度は、前回と比べ、「言葉も意味も知っていた」で1.0ポイント、「言葉は知っていた（「言葉も意味も知っていた」＋「意味は知らなかった」）」で1.6ポイント増加している。全国よりも「言葉も意味も知っていた」は7.7ポイント、「言葉は知っていた（「言葉も意味も知っていた」＋「意味は知らなかった」）」は13.7ポイント高い。

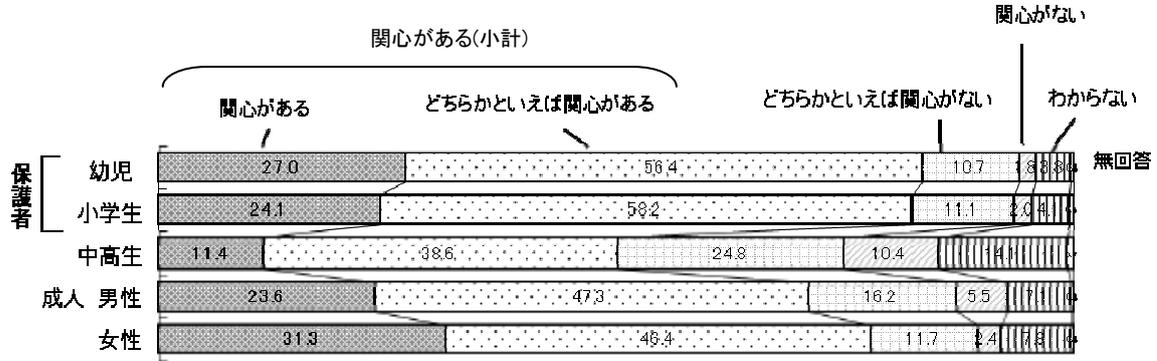


資料：石川県「食育に関する県民意識調査」（平成19、22年度）
内閣府「食育の現状と意識に関する調査」（平成22年度）

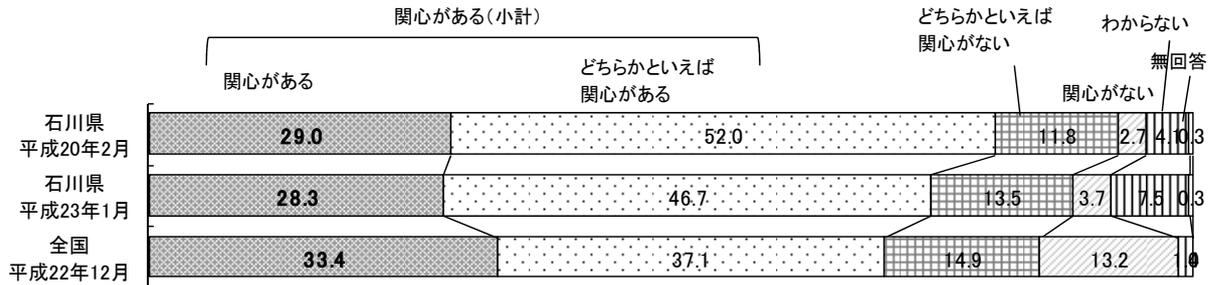
② 食育への関心（石川県、全国）

「食育」に関心がある人は、「関心がある」「どちらかといえば関心がある」をあわせ、幼児・小学生の保護者で80%を超えている。（中高生は50%）

成人の性別でみると、女性の方が男性に比べ、約7ポイント関心度が高くなっている。



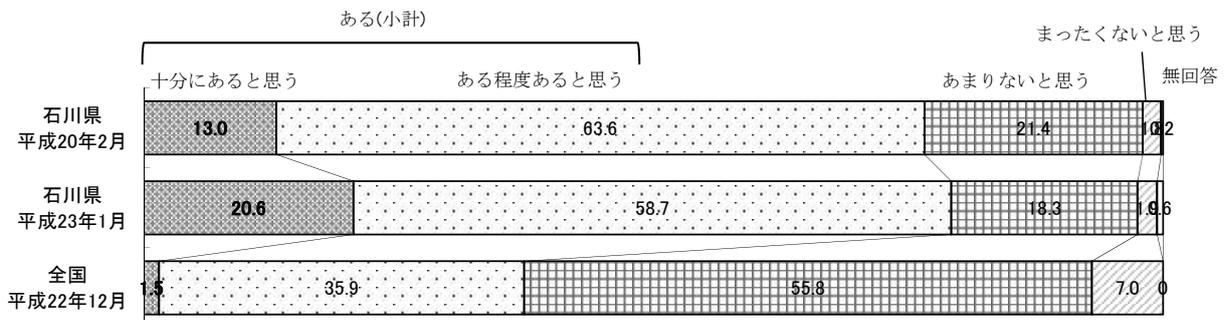
成人の食育への関心度は、関心が「ある」と回答した人（「関心がある」＋「どちらかといえば関心がある」）は、75%で前回と比べ6.0ポイント減少している。全国より、関心が「ある」と回答した人は、4.5ポイント高い。



資料：石川県「食育に関する県民意識調査」（平成19、22年度）
内閣府「食育の現状と意識に関する調査」（平成22年度）

③ 健康に悪影響を与えない食品表示や調理に対する理解（石川県、全国）

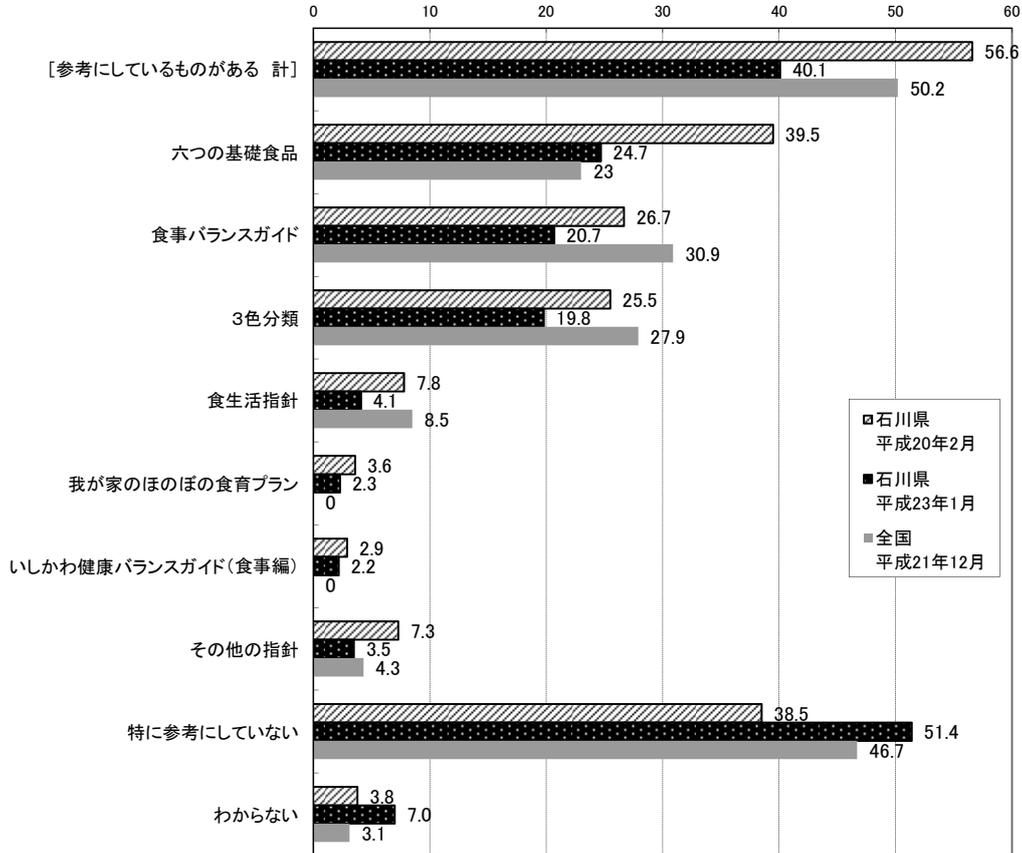
健康に悪影響を与えないための食品表示や調理に対する理解について、理解が「ある」と回答した人（「十分にあると思う」＋「ある程度あると思う」）は、前回と比べ2.7ポイント増加している。特に「十分にあると思う」人が7.6ポイント増加している。



資料：石川県「食育に関する県民意識調査」（平成19、22年度）
内閣府「食育の現状と意識に関する調査」（平成22年度）

① 健全な食生活を実践するための指針（石川県、全国）

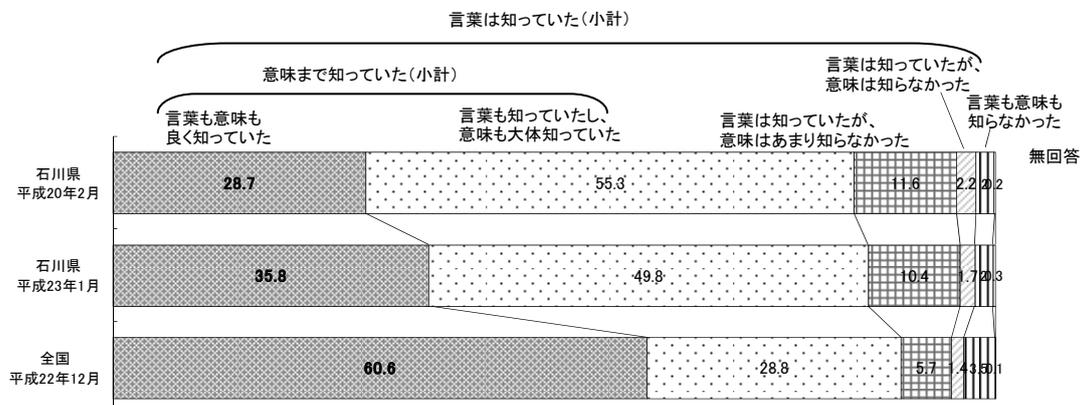
日頃の健全な食生活を実践するため「食事バランスガイド」等を参考にしている人の割合は40.1%であり、前回調査（56.6%）との比較では、16.5ポイント減少していることに留意する必要がある。全国調査（50.2%）と比較しても10.1ポイント低い。



資料：石川県「食育に関する県民意識調査」（平成19、22年度）
内閣府「食育の現状と意識に関する調査報告書」（平成21年度）

② メタボリックシンドロームの周知度（石川県、全国）

成人におけるメタボリックシンドロームの周知度は、「言葉も意味も知っていた」は85.6%で前回と比べ6.9ポイント、「言葉は知っていた（「言葉も意味も知っていた」＋「意味は知らなかった）」は97.7%で前回とほぼ同じであった。



資料：石川県「食育に関する県民意識調査」（平成19、22年度）
内閣府「食育の現状と意識に関する調査」（平成22年度）

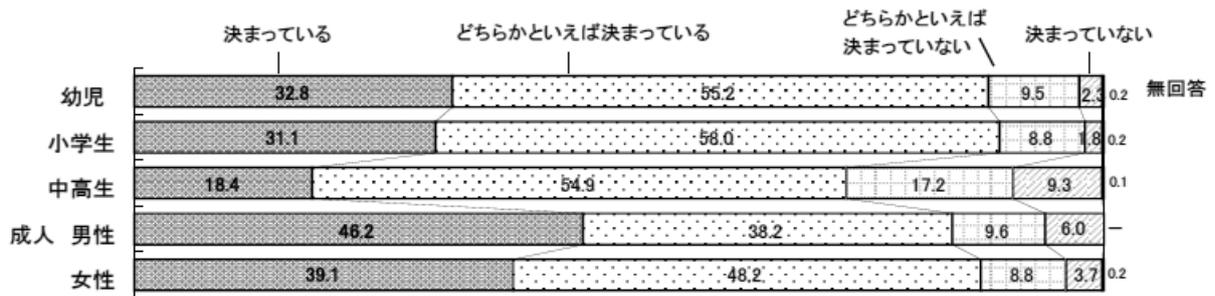
2. 食習慣・食卓の実態

2-(1) 食習慣の実態

① 食事や間食の時間（石川県）

食事や間食の時間が「決まっている」人は、小学生以下の子どもがいる家庭では30%前後、中高生では20%を下回っている。

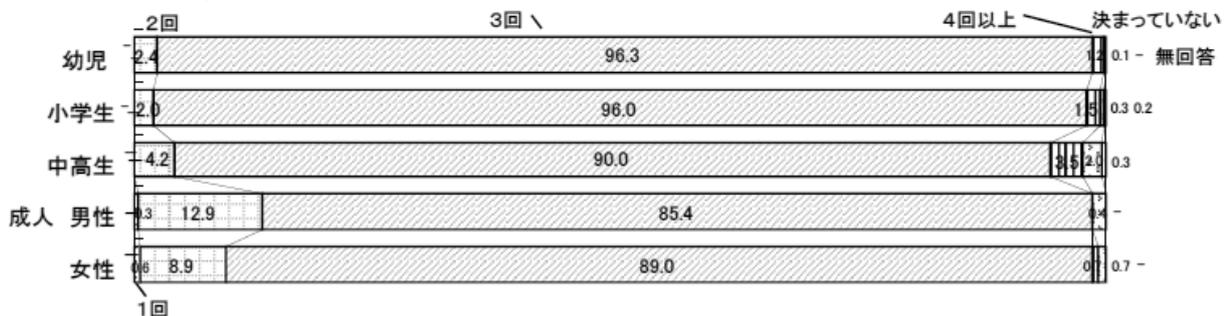
※成人で時間が「決まっている」人は、40代以上が多い。



② 1日の食事回数（石川県）

子どもに関しては、「3回」が90%以上と大多数を占めている。

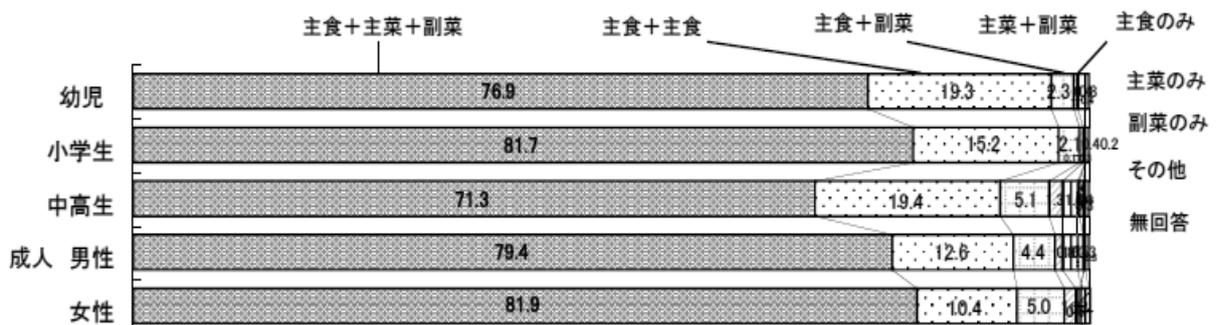
成人では、男性が85%と低くなっている。



③ 食事の形態（石川県）

子どもに関しては、「主食+主菜+副菜」が70%~85%程度を占め、次いで「主食+主菜」が15~20%を占める。

成人では、「主食+主菜+副菜」が80%前後を占める。※但し、年齢別でみると20代が53%と少ない。



④ 良いとされている食習慣を実践できない理由（石川県）

良いとされる食習慣を実践できない理由として、中高生では「生活が不規則だから」が特に多くあがり「学業や部活が忙しいから」が続いている。

成人では男女とも「仕事が忙しいから」「生活が不規則だから」が理由として多くあがっている。

※「仕事が忙しいから」は、年齢が低いほど多くあがっている。

| | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 |
|-------|--------------------------------|-----------------------------|-------------------------|------------------------|--|
| 中高生 | 生活が不規則だから (ライフスタイル) 53.8 | 学業や部活が忙しいから (時間的制約) 33.6 | 空腹感または満腹感が 無いから 15.2 | 上記のような認識がな いから 14.9 | 自分で料理を作れない から 13.9 |
| 成人 男性 | 生活が不規則だから (ライフスタイル) 40.1 | 仕事が忙しいから (時間的制約) 35.4 | 自分で料理を作れない から 23.9 | 上記のような認識がな いから 17.0 | 経済的な理由 14.3 |
| 女性 | 仕事が忙しいから (時間的制約) 48.2 | 生活が不規則だから (ライフスタイル) 44.9 | 上記のような認識がな いから 13.2 | 経済的な理由 14.0 | ・自分で料理を作れない から ・料理や食品の選択能 力がないから 12.8 |

⑤ 子どもたちが良いとされている食習慣を実践できない理由（石川県）

良いとされる食習慣を実践できない理由としては、「間食を食べ過ぎるから」、「保護者の生活が不規則だから」が多くあがっている。

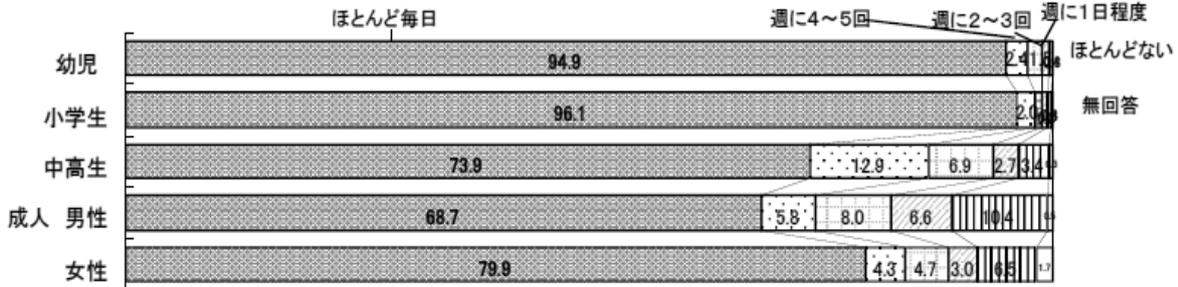
また、「認識が保護者にないから」「保護者に朝食欠食の習慣があるから」という理由も20%強あがっている。

| | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 |
|-----|-------------------------|-------------------------|----------------------------|----------------------------|------------------------------|
| 幼児 | 子どもが間食を食べ過 ぎるから 50.1 | 保護者の生活が不規 則だから 44.0 | 保護者に朝食欠食の習 慣があるから 22.2 | 上記のような認識が保 護者にないから 20.9 | 保護者に料理や食品の 選択能力がないから 15.9 |
| 小学生 | 保護者の生活が不規 則だから 42.7 | 子どもが間食を食べ過 ぎるから 36.7 | 上記のような認識が保 護者にないから 22.6 | 保護者に朝食欠食の習 慣があるから 19.6 | 子どもの生活が不規則 だから 16.6 |

2-(2) 食卓の実態（コミュニケーション）

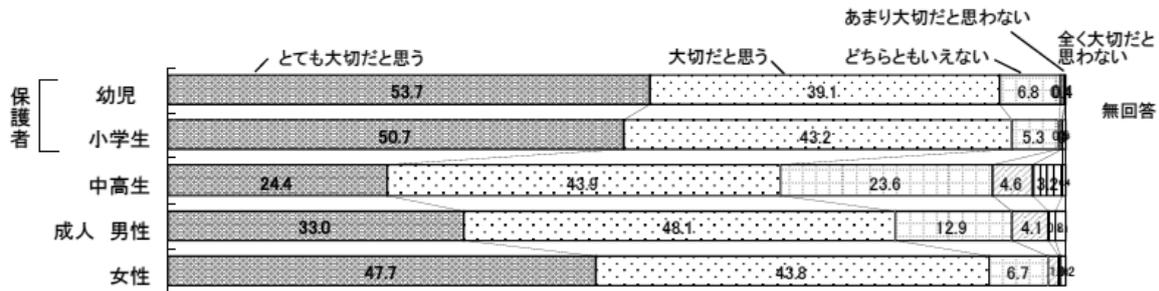
① 1日1回でも家族と一緒に食事する日（石川県）

1日1回でも家族と一緒に食事をする日は、幼児・小学生のいる家庭では「ほとんど毎日」が95%前後を占めている。中高生の家庭では「ほとんど毎日」は70%前後に下がっており、成人では、男女とも80%を下回り、特に男性で低い。 ※年令別でみると20代で特に低くなっている。



② 食事中の会話の大切さ（石川県）

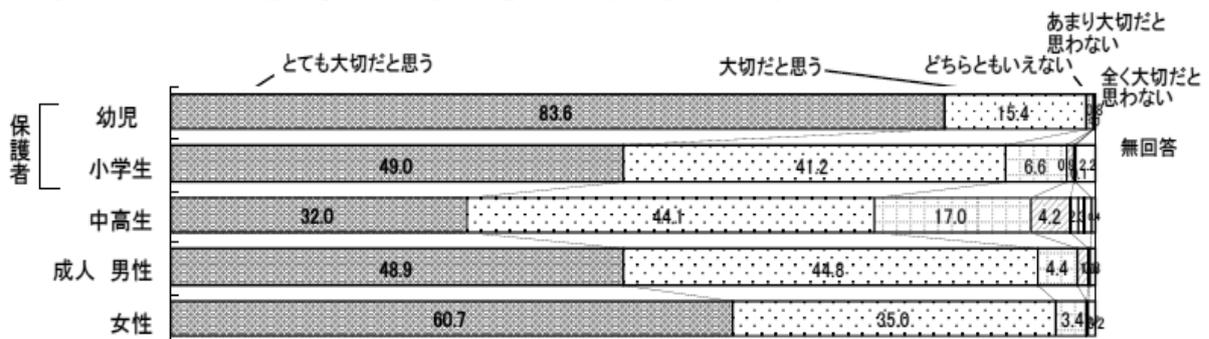
食事中の会話を「大切」と思う人は、「とても大切だと思う」「大切だと思う」をあわせて、幼児・小学生の保護者では90%を超えている。中高生（本人）で「大切」と回答した人は70%前後で、「とても大切だと思う」だけで見ると、幼児・小学生の保護者の半分程度に留まっている。成人では、男性の方が「大切」と回答した人が少なくなっている。



③ 家族と一緒に食事することの大切さ（石川県）

家族といっしょに食事することを「大切」と思う人は、「とても大切だと思う」「大切だと思う」をあわせて、幼児の保護者ではほぼ100%に近く、小学生の保護者でも90%となっている。幼児の保護者で「とても大切だと思う」人が80%を超え、特に幼児の保護者の意識が高い。

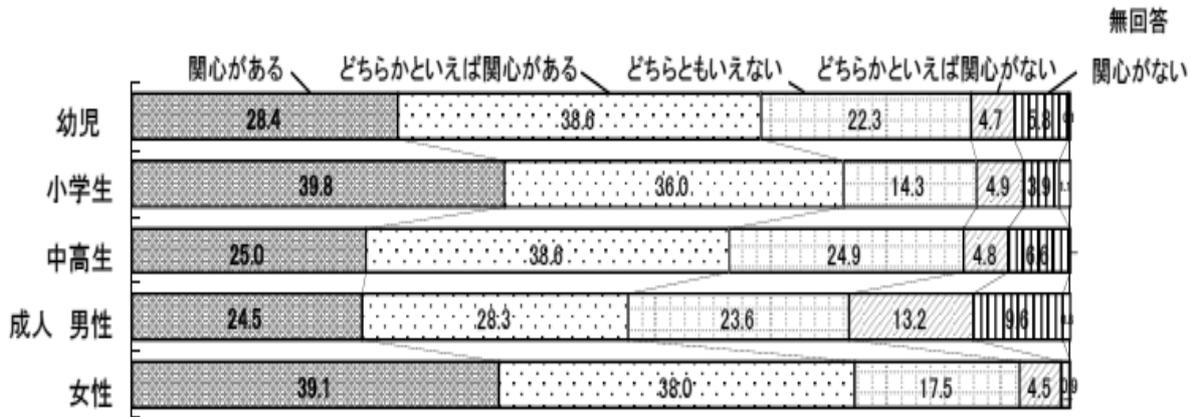
中高生で、「とても大切だと思う」だけで見ると、幼児・小学生の保護者の意識と比べ低くなっている。成人では、女性の方が「大切」と思う人が多くなっている。



3. 家庭での料理に対する意識

① 子どもの料理作りへの関心（石川県）

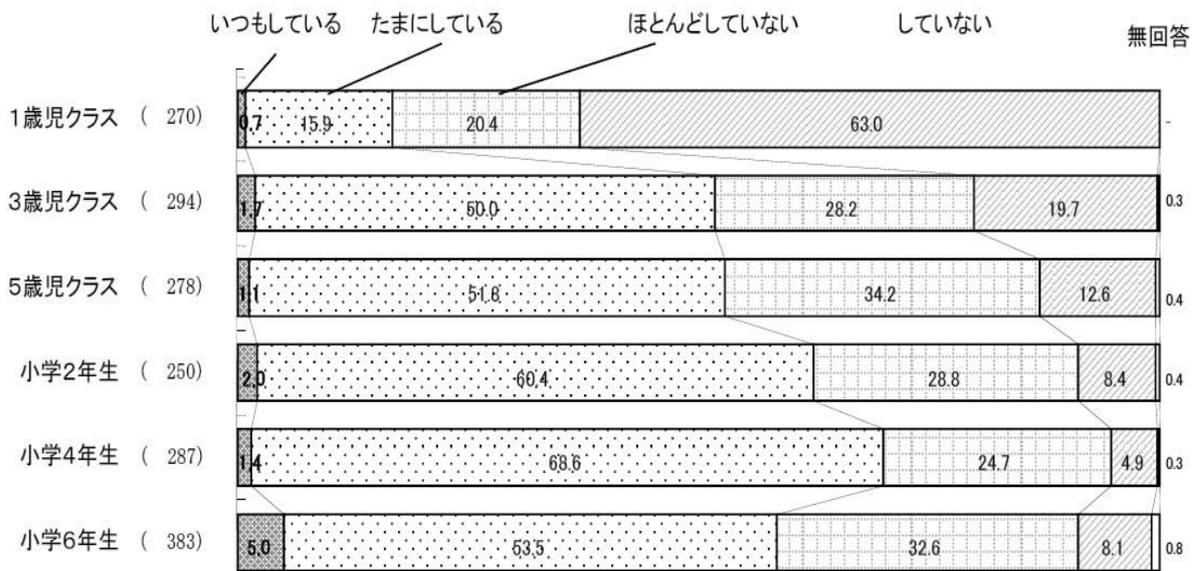
子どもの料理づくりへの関心について、幼児・小学生・中高生とも、料理に関心が「ある」子どもは、「関心がある」「どちらかといえば関心がある」をあわせ60%を超え、成人でも50%を超えている。



② 子どもの調理への参加（石川県 幼児・小学生のみ）

台所に一緒に立ち調理している子どもは、「いつもしている」「たまにしている」をあわせ、50%を超えている。（1歳児クラス以外）

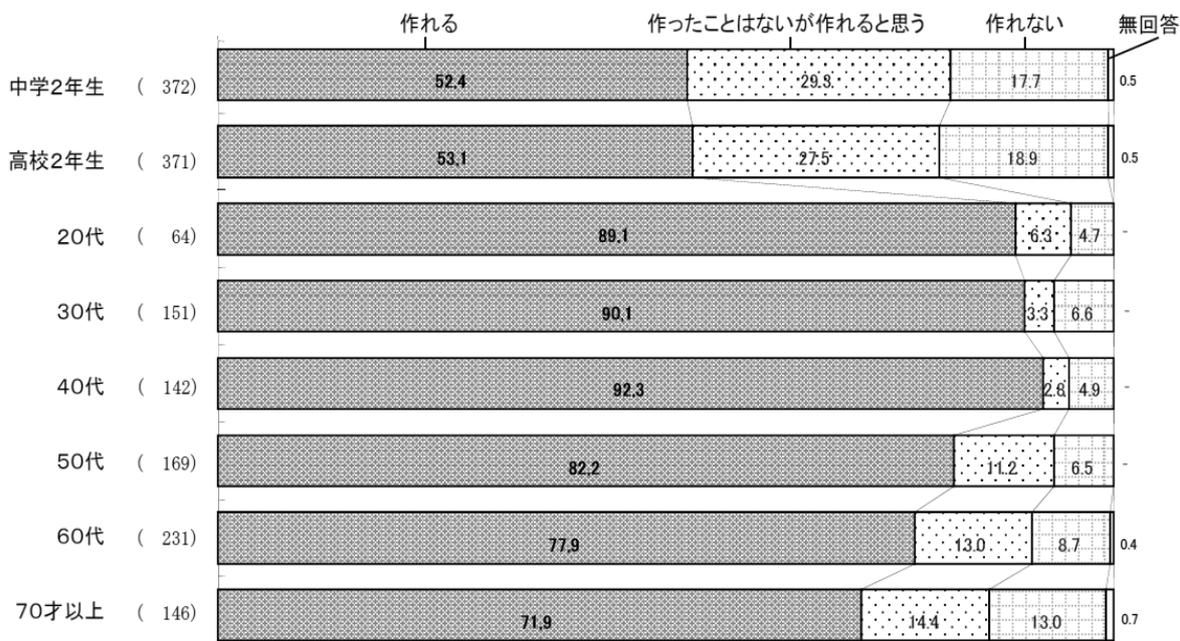
小学4年生では70%が「調理をしている」と回答している。



③ 素材からの調理（石川県 中高生・成人のみ）

おかずを自分で「作れる」人は、中高生では50%強となっている。成人では、20代から50代で「作れる」人が80%を超えている。

成人女性はほぼ全員、男性もほぼ半数以上が「作れる」と回答しており、男性の中でも20～40代で高かった。



④ 手軽に調理できるようになるためにあるとよい支援（石川県）

手軽に調理できるようにあると良い支援として、幼児の保護者では「ワークライフバランスの推進（時間の確保）」と「手軽に作れるレシピ（情報）」が、小学生の保護者では「子どもの頃からの調理体験」と「手軽に作れるレシピ」が多くあがっている。

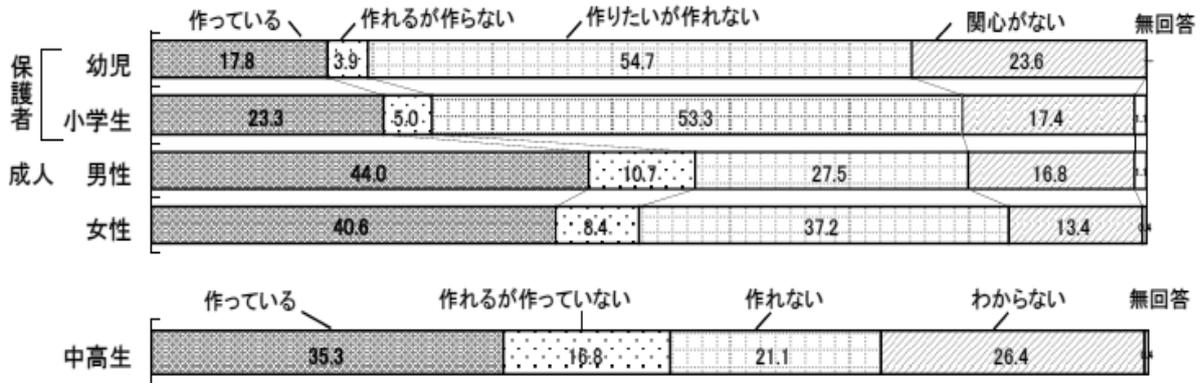
中高生では「手軽に作れるレシピ」「子どもの頃からの調理体験」、成人では、「手軽に作れるレシピ」「子どもの頃からの調理体験」が多くあがっている。

| | | 1位 | 2位 | 3位 |
|-----|-----|------------------------------|---------------------------|------------------------------|
| 保護者 | 幼児 | ワークライフバランスの推進(時間の確保) 53.9 | 手軽に作れるレシピを教える(情報) 53.6 | 子どもの頃からの調理体験 36.1 |
| | 小学生 | 子どもの頃からの調理体験 55.9 | 手軽に作れるレシピを教える(情報) 49.1 | ワークライフバランスの推進(時間の確保) 41.6 |
| | 中高生 | 手軽に作れるレシピを教える(情報) 62.6 | 子どもの頃からの調理体験 46.7 | 基礎的な料理の仕方を教えてくれる場所 35.0 |
| 成人 | 男性 | 手軽に作れるレシピを教える(情報) 42.9 | 子どもの頃からの調理体験 47.3 | 基礎的な料理の仕方を教えてくれる場所 24.5 |
| | 女性 | 子どもの頃からの調理体験 56.2 | 手軽に作れるレシピを教える(情報) 55.3 | ワークライフバランスの推進(時間の確保) 29.6 |

⑤ 家庭で手間のかかる伝統食品（石川県）

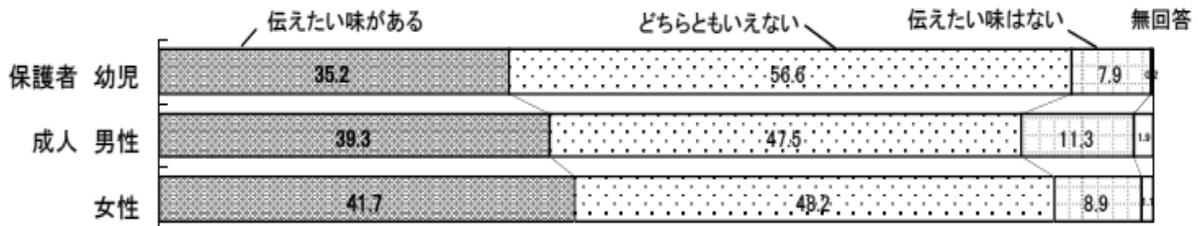
手間のかかる伝統食品を「作っている」家庭は、子どもの年齢が上がるほど「作っている」割合が高まる傾向にある。また、「作りたいが作れない」人も50%前後いる。

成人では、男性の方が若干「作っている」割合が高くなっている。



⑥ 子どもに伝えていきたい味や料理（石川県）

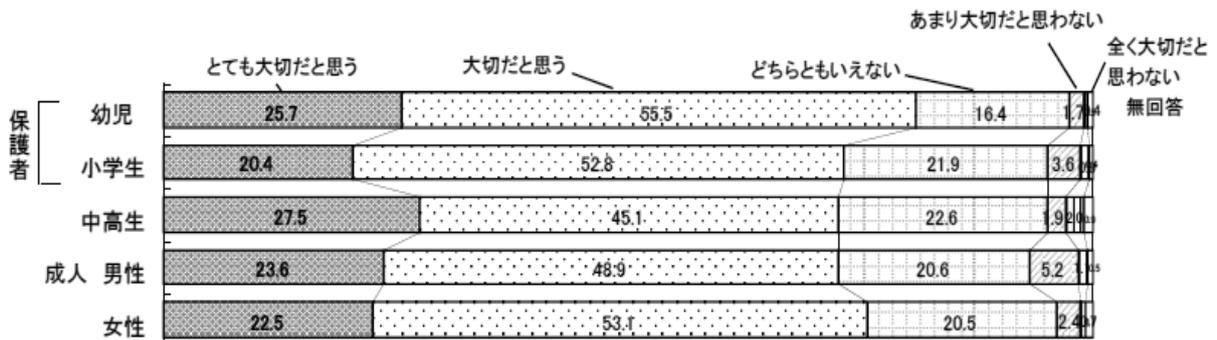
子どもに「伝えたい味がある」と回答した人は、幼児の保護者で35%、成人では男女とも40%前後となっている。



4. 地域に対する意識

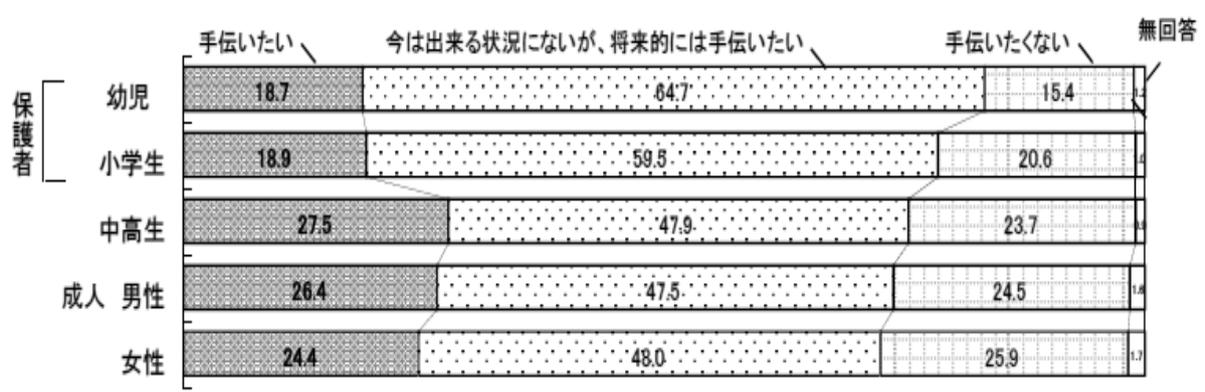
① 食を通して地域のイベントを盛り上げる（石川県）

子どもに「伝えたい味がある」と回答した人は、幼児の保護者で35%、成人では男女とも40%前後となっている。



② 体験重視の食育について、自分が得意なことでの協力（石川県）

体験重視の食育について、自分が得意なことでも「手伝いたい」と思う人は、「手伝いたい」「今は出来る状況にないが、将来的には手伝いたい」をあわせると、どの層でも70%を超えている。
 ※将来的にではなく今「手伝いたい」と思う人は、成人の年齢別で見ると、60代、70才以上で35%と高くなっており、中高生が27%で続いている。



[参考3] 地域版食育推進計画認定一覧（平成19年度～平成23年度）

○平成19年度認定団体（14団体）

| 認定番号 | 団体名称 | (市町名) | 目標 | 取組内容 | 計画期間 | 計画に参画する住民等 |
|------|----------------|---------|---|---|-----------------------|---------------------------------|
| 1 | 輪島公民館 | (輪島市) | ・お米が大変な手間と愛情をもってつくられることを知り、食に感謝する ・作物は多くの人の手と愛情によりつくられることを知り、食への関心と興味、喜び、感謝を学ぶ | ・田植え・稲刈りの体験 ・もちつきの体験 ・畑の整地・草刈りの体験 ・野菜苗の植付・収穫の体験 ・収穫した野菜の調理実習の開催 | 平成19年5月1日～平成24年3月31日 | ・河井小学校児童、河合保育所園児 |
| 2 | 輪島市子ども育成会連絡協議会 | (輪島市) | ・地域の漁師に学ぶ魚の知識を通じて地域のつながりを深める | ・魚介類の荷さばきの体験 ・魚介類を使う郷土料理の調理実習の開催 | 平成19年12月1日～平成24年3月31日 | ・輪島市河井と鳳至、輪島崎地区の親子 |
| 3 | まない親子クラブ | (穴水町) | ・地域に伝わる味噌づくりを通じて地域のつながりを深める | ・味噌づくりの体験 ・野菜づくりの体験 ・自家製味噌で味噌汁づくり体験 | 平成19年6月1日～平成24年3月31日 | ・まない親子クラブ会員 ・地域の親子 |
| 4 | 金ヶ崎公民館 | (七尾市) | ・地域の空き地を有効利用し、野菜作りを通じて、「生命の大切さ」と「地産地消」を伝える | ・野菜の栽培体験 ・地元スーパーでの野菜販売体験 ・親子サマーキャンプでの野菜調理実習の開催 ・米作りの知識を得る学習会の開催 | 平成19年5月1日～平成24年3月31日 | ・金ヶ崎地域の児童 |
| 5 | 山王小学校PTA食育委員会 | (七尾市) | ・五感を総動員して、「食」を自ら体験、体験、体得することにより食の大切さを家庭や子どもに伝える | ・食育通信の発行 ・地場の食材を使う調理実習の開催 ・給食試食会の開催 | 平成18年4月24日～平成24年3月31日 | ・山王小学校児童とその保護者、教職員 ・山王小学校下住民 |
| 6 | 豊川公民館 | (七尾市) | ・「しっかりと朝ごはんを食べよう！」をテーマに各自が食事を楽しく食べることを学ぶ | ・みんなで作る・食べる楽しみの実感体験 ・家庭版食育計画・我が家のほのぼの食育プランの実践 | 平成19年10月1日～平成24年3月31日 | ・豊川地域の子ども |
| 7 | 土田地区食生活改善グループ | (志賀町) | ・子どもに、地域の郷土料理や食文化を継承する ・家庭における食育を推進する | ・郷土料理伝承教室の開催 ・食の大切さ等の講習会の開催 | 平成19年7月1日～平成24年3月31日 | ・土田地区児童 |
| 8 | 相見小学校PTA | (宝達志水町) | ・「はやね はやおき 朝ごはん」運動を推進する | ・古代米の田植え・稲刈りの体験 ・桜餅づくり体験 ・もちつき大会の開催 | 平成19年5月15日～平成24年3月31日 | ・相見小学校児童 ・相見保育所園児 ・今浜苑通所者 |
| 9 | 天神町内会 | (能登町) | ・畑作を通じて地域のつながりを深める ・健全な食生活を送る力を身につける | ・生活習慣病予防健康食育講座の開催 ・いちご・えんどう・特産白ネギ等の栽培の体験と調理実習の開催 ・我が家のほのぼの食育プランの実践 | 平成19年8月1日～平成24年3月31日 | ・天神地区住民 |
| 10 | 兵庫町ひまわり子ども会 | (羽咋市) | ・地域の特産物を栽培から収穫、調理体験を通して、食の大切さや楽しさを子どもに伝える | ・地元特産野菜（スイカ・メロン）の栽培体験 ・地場の野菜等を使う調理実習の開催 | 平成19年4月1日～平成24年3月31日 | ・ひまわり子ども会員 ・兵庫町住民 |
| 11-2 | 御手洗公民館 | (白山市) | ・昔の面影が薄らぐ中で御手洗地区の食材や郷土料理の良さを子どもに伝える | ・特産の「からし菜」の栽培・漬け物づくり体験 ・伝統保存食「てんばおくもじ」づくりの体験 ・かぼちゃ等の栽培体験 ・昔ながらの祭り料理の調理体験 | 平成19年5月1日～平成22年5月31日 | ・御手洗地区の子ども |
| 12-2 | 蝶屋公民館 | (白山市) | ・地域の大人が農業体験を通じて食の大切さを子どもに伝える | ・稲(もち米)の栽培の体験 ・もちつきの体験 ・かきもちづくりの体験 ・縄ないの体験 | 平成19年5月1日～平成24年3月31日 | ・蝶屋地区の子ども |

| 認定番号 | 団体名称 | (市町名) | 目標 | 取組内容 | 計画期間 | 計画に参画する住民等 |
|------|-----------|-------|---------------------------------------|--|----------------------------|------------------|
| 13 | 根上校下婦人会 | (能美市) | ・孤食・個食・小食ではない食事の楽しみを知ってもらう | ・地域の食材を使う調理実習の開催 ・「家族が揃い食事をすること大切さ」などの講話の実施 | 平成19年12月22日 ～平成24年3月31日 | ・根上地区小学校低学年の親子 |
| 14 | おんぶにだっこの会 | (加賀市) | ・子どもが自分で料理を作れるようになる ・旬の野菜・地域の食材を知る | ・地域の食材を使う調理実習の開催 ・「朝ごはんをきちんと食べよう」などの講話の実施 | 平成19年12月1日～ 平成20年5月31日 | ・片山津児童センター施設利用児童 |

○平成20年度認定団体(14団体)

| 認定番号 | 団体名称 | (市町名) | 目標 | 取組内容 | 計画期間 | 計画に参画する住民等 |
|------|--------------|---------|--|--|---------------------------|---|
| 15 | 上岩屋町町内会 | (能登町) | ・地域の季節の食材を使った「郷土料理」調理体験やそれを味わうことで、四季にあった地産地消を再考し、健康を維持するための食生活を学ぶ。 | ・そば打ち、秋の食材(キノコ等)を味わう体験 ・もちつき体験、わが家の雑煮談義 | 平成20年10月1日～ 平成24年3月31日 | ・上岩屋町町内会住民(幼児から高齢者) |
| 16 | 宇出津野球スポーツ少年団 | (能登町) | ・さつまいも作りや試食会を通じて食を通じた地域のつながりを深め、食事の大切さを考える | ・さつまいも苗植え・収穫・試食体験 ・魚釣り・調理・食体験・鏡開きで餅つき体験 ・朝食実態調査、スポーツと食生活に関する学習会の実施 | 平成20年6月1日～ 平成24年3月31日 | ・能登町宇出津野球スポーツ少年団員、能登町スポーツ少年団能登支部員、保護者、指導者 |
| 17 | アリスの会 | (能登町) | ・地域の食材に触れたり、食の体験を通じて親子で地域とのつながりを深める | ・地元食材を用いた調理体験 ・親子で食について絵本などで学ぶ体験 | 平成20年6月1日～ 平成24年3月31日 | ・アリスの会会員 ・不動寺地区の親子 |
| 18-2 | 高階公民館 | (七尾市) | ・食を通じた地域の繋がりを深める ・地域産業の振興を図る ・地域で自立できる食育、農業、地域づくりを目指す | ・菜の花栽培や栽培後の田で稲を栽培する体験 ・栽培した菜種から菜種油を搾り、地域食材を調理する体験 | 平成19年9月10日～ 平成23年3月31日 | ・高階保育園 ・高階小学校 ・高階地区住民 |
| 19-2 | 敷浪地区生きがいセンター | (宝達志水町) | ・食を通じた地域の繋がりを深め、米の地産地消を推進し、地域の活性化を図る | ・稲の栽培の体験 ・収穫した米を用いたもちつき大会の開催 ・カルタ(朝ごはんカルタ)大会の開催 | 平成20年5月10日～ 平成24年3月31日 | ・敷浪地区住民 |
| 20 | 堀松小学校PTA | (志賀町) | ・「はやね、はやおき、朝ごはん」運動の推進 ・稲作りを通じて、地域との繋がりを深める | ・稲の栽培の体験 ・赤飯づくりやもちつき体験 ・年間を通じて食に関する生活アンケートを実施 | 平成20年4月20日～ 平成24年3月31日 | ・堀松小学校児童・PTA・校下住民 |
| 21 | 北安田西区町内会 | (白山市) | ・食の体験活動を通して、地域ぐるみで「食」の大切さを子ども達と親に伝える | ・稲の栽培の体験 ・餅つき体験 ・いちご収穫体験 ・さつまいも定植・収穫体験 | 平成20年4月1日～ 平成23年12月31日 | ・北安田西区町内会の子ども、保護者 |
| 22-2 | キッズネットワーク大徳 | (金沢市) | ・食育に関心を持つ ・地元の食材や料理に関心を持ち、食べ物の大切さを知りおいしく食べる | ・地元食材を用いた調理体験 | 平成20年4月1日～ 平成24年3月31日 | ・大徳地区の子ども、その家族 |
| 23-2 | 一木公民館 | (白山市) | ・野菜やハーブ栽培、子どもや高齢者の健康増進のための料理教室、健康調査、広報活動を通して食育の大切さの啓発を図る | ・野菜作り体験 ・昔から地域に伝わる料理・加工品づくり体験 ・食育講演会 | 平成20年5月1日～ 平成24年1月31日 | ・子供会(親子)、壮年会、老人会、地区女性 |
| 24-2 | 石川公民館 | (白山市) | ・野菜作りを通して郷土の野菜を伝承し住民の交流を図る ・地産地消を体験してもらい、心豊かな子どもを育む | ・「ふれあい農園」での野菜栽培、収穫体験 ・収穫した野菜を小学校給食や保育所おやつに提供 ・地元食材を用いた調理体験 | 平成20年5月1日～ 平成24年3月31日 | ・石川地区の子ども達 |
| 25-2 | 東陵食育の会 | (小松市) | ・食べ物に興味を持ち、選び方、食べ方、食べることの楽しさや大切さを知る | ・地元食材や収穫した野菜を用いた調理 | 平成20年8月10日～ 平成24年3月31日 | ・東陵地区学童保育者(東陵小学校児童) |
| 26 | 川北小学校PTA | (川北町) | ・米づくりに関する工夫と苦労を知り収穫に感謝する ・生活リズム確立のため「はやね、はやおき、朝ごはん」運動を推進する | ・稲の栽培体験 ・お米を使った朝ごはん献立づくりと調理体験 | 平成20年5月1日～ 平成21年3月31日 | ・川北小学校5年生とその保護者 |

| 認定番号 | 団体名称 | (市町名) | 目標 | 取組内容 | 計画期間 | 計画に参画する住民等 |
|------|---------|-------|--------------|---------------|-----------------------|------------|
| 27-2 | リバティfam | (能美市) | ・郷土の食文化を継承する | ・地元食材を用いた調理体験 | 平成20年10月1日～平成24年3月31日 | ・能美市内の親子 |
| 28-2 | しらゆり会 | (能美市) | ・地場の食材を知る | ・地元食材を用いた調理体験 | 平成20年10月1日～平成24年3月31日 | ・能美市内の親子 |

○平成21年度認定団体(10団体)

| 認定番号 | 団体名称 | (市町名) | 目標 | 取組内容 | 計画期間 | 計画に参画する住民等 |
|------|------------------|--------|--|--|-----------------------|------------------------------------|
| 29 | 門前食育グループ | (輪島市) | ・子どもが食について興味を持ち、基本的な食習慣を身につける ・若い親世代が豊かな食を体験することにより、次世代に食を伝える力を養う | ・食育料理教室の開催 | 平成21年6月1日～平成24年3月31日 | ・輪島市内の未就園児と保護者 |
| 30 | 知ろう会 | (珠洲市) | ・小学生と保護者が地元の暮らしや歴史を学ぶ ・山野草の知識を深める体験をする ・地元の人達が交流しながら、暮らしと食を次代へつなぐ大切さを考える | ・山野草の学習、調理、試食体験 ・地域の暮らしの歴史散策 | 平成21年6月1日～平成24年3月31日 | ・上戸地区児童保護者 ・珠洲市内児童保護者 ・知ろう会員 |
| 31 | 能登町立柳田公民館 | (能登町) | ・子どもが地域の人たちと共に行う農業体験、収穫、料理を通じて食の大切さを学ぶ ・土に触れる機会を増やし、野菜を育てる楽しさを親子で味わう | ・野菜の植え付け ・収穫と調理実習 ・特産品、地場産を使った調理や加工品づくり ・収穫感謝祭の開催 | 平成21年4月1日～平成23年10月31日 | ・笹舟子供会 ・公民館管轄内の子供会 |
| 32-3 | 中能登町立たきお児童館 | (中能登町) | ・食を通じた地域のつながりを深める | ・畑作り ・野菜を植えて育て、収穫して調理 ・餅米刈り体験、餅つき参加 ・親子パンづくりを通して食のあり方を話し合う ・食育講座 | 平成21年4月1日～平成24年3月31日 | ・小学生 ・中学生 |
| 33-2 | 壱ツ屋子供会 | (川北町) | ・食の体験活動を通して、地域ぐるみで「食」の大切さを子どもに伝える | ・8月 地産地消料理会 ・11月 大根の収穫 | 平成21年7月1日～平成24年3月31日 | ・壱ツ屋子ども会員 |
| 34 | 学童クラブ庄キッズ | (加賀市) | ・地域の産物や自分の健康に目を向け、体験を通して食への感謝の心をはぐくむ | ・7月 畑の見学・収穫・調理実習(おやつについて) ・12月 調理体験(朝食について) | 平成21年7月18日～平成22年3月31日 | ・学童クラブ児童 ・地域の子どもと保護者 |
| 35-2 | 学童クラブつかたに | (加賀市) | ・収穫体験と調理実習 | ・10月 紙芝居と調理 ・12月 クリスマス会 | 平成21年4月1日～平成24年3月31日 | ・学童クラブの子ども達 |
| 36 | 能美市ジュニアボランティアクラブ | (能美市) | ・食の体験活動を通して、地域ぐるみで「食」の大切さを子どもに伝える | ・10月 郷土料理を習う ・11月 里山の恵の収穫や見学 | 平成21年4月1日～平成22年3月31日 | ・会員 ・地域住民 |
| 37 | のみ♥子育てネットワーク | (能美市) | ・食べることを楽しむ企画を通して、美味しく食べる幸せを感じながら、人と人がつながる喜びや、互いに地域で育まれる子とを体感する | ・アウトドア・段ボールピザの集い ・子どもに食べさせたい料理の学習会 ・梅ジュースと梅酒づくり ・岩魚つかみ裁き串刺し ・大根の花プロジェクト第2段 | 平成21年4月1日～平成24年3月31日 | ・能美市の親子・家族 ・能美市民 ・メンバー |
| 38 | 那谷食育の会 | (小松市) | ・食を通して健康づくりや食文化の継承につなげる | ・6月頃 柿の葉寿司の調理体験 ・6月頃 おやつ・ジュースについて ・6月10月11月 調理実習 ・6月10月11月 食事バランスガイドの学習 | 平成21年4月1日～平成24年3月31日 | ・那谷校下小学生 ・那谷校下住民 |

○平成22年度認定団体(8団体)

| 認定番号 | 団体名称 | (市町名) | 目標 | 取組内容 | 計画期間 | 計画に参画する住民等 |
|------|-----------|-------|---|---|----------------------|---------------------------|
| 39 | 穴水おひさまくらぶ | (穴水町) | ・地域住民のつながりを通し、食物の育つ過程を体験する | ・4月 食育の打合せ。じゃが芋の植え ・6月 じゃが芋を収穫し食べる。夏野菜を植える ・8月 夏野菜を収穫する。収穫した野菜を使いカレーパーティーをする ・9月 冬野菜の種を蒔く ・12月 冬野菜を収穫し収穫祭をする ・3月 次回の計画をたてる | 平成22年4月1日～平成24年3月31日 | ・放課後児童クラブ(穴水おひさまくらぶ)と地域住民 |
| 40 | 南中央町子ども会 | (羽咋市) | ・調理体験や旬の野菜を通して食の大切さを子どもに伝える | ・4月 おにぎり作りとお花見会 ・7月 カレーライスクッキング ・11月 旬の野菜や栄養と健康の学習会 ・2月 桜もち作りと茶道教室 | 平成22年4月1日～平成24年3月31日 | ・南中央町子ども会員および保護者等 |
| 41 | 白山市立館畑公民館 | (白山市) | ・米づくりやりんごの栽培体験から収穫に感謝することを通して、地域の世代間のつながりを深める。 | (1)米づくり体験 ・田植え体験 5月 ・稲刈り、はさ干し、脱穀体験 9月中旬 ・収穫したもち米でのもちつき体験、会食 11月 (2)アップルファーム ・りんご狩り、ジャム作りの体験 10月 | 平成22年5月1日～平成24年3月31日 | 館畑地域の子どもとその保護者 |
| 42 | 白山市立鶴来公民館 | (白山市) | ・食を通して、地域住民のつながりを深める。 | (1)公民館館報「特集記事「菜地記」(さいぢき)四半期ごとに地域の食べ物を紹介 (2)調理教室 ①魚料理の調理体験(8月)②家庭で作れるパン作り教室 (3)食に関する図書の展示9月 (4)文化祭(10月) ①みそ汁のだしの飲み比べ体験 ②食に関するパネルの展示 (5)ソーラークッカーでの調理体験(7月) | 平成22年6月1日～平成24年3月31日 | 地域住民、子ども、保護者など |
| 43 | いのくち遊美の里会 | (白山市) | ・食に関する体験を通じて、次第になくなる(薄くなりつつある)地区の子どもと子ども、子どもと大人のつながりを深める。 | (1)昔ながらの稲作の体験 ・田植え 5月 ・稲刈り 9月 ・餅つき、一人暮らしのお年寄りへの配達 12月 ・縄ぬい 12月 (2)収穫体験と共に、地域の環境を良くする取り組み ・アケビ、ブドウの管理、収穫体験 ・さつまいもの植栽、収穫体験 | 平成22年5月1日～平成24年3月31日 | 地域住民(子ども、保護者など) |
| 44 | 矢沢町食育の会 | (小松市) | ・食を通じた地域のつながりを深める ・地域の郷土料理や食文化を伝承する | 4月:じゃが芋の種芋植え、 5月:土おこし、 7月:じゃが芋の収穫、調理体験、 8月下旬:老人会に子ども達の収穫したじゃが芋料理をふるまう、 秋祭り:子どもたちの取り組みの感想文を公民館に掲示し地域住民に見てもらおう | 平成22年4月1日～平成24年3月31日 | ・地域の子供会とその保護者、地域の老人会、地域住民 |
| 45 | 犬丸・荒屋食育の会 | (小松市) | ・食を通じた地域のつながりを深める ・地域の郷土料理や食文化を伝承する | 6月～:さつま芋の苗植え、水やり、観察 7月:テーマ「骨を丈夫にする食事 カルシウムを上手に」調理実習、バランスガイドの普及 8月:親子で楽しく作れるバランスのとれた食事の調理体験、「早寝、早起き、朝ごはん」の講話 10月:さつま芋の収穫、さつま芋の料理を地域の人にふるまう、「栄養クイズ」の実施 12月:地域の食材を使用した調理実習 | 平成22年4月1日～平成24年3月31日 | 地域の小学生、犬丸・荒屋校下住民 |
| 46 | 郷土の食を伝える会 | (小松市) | ・地域の郷土料理や食文化を継承する。 | 旬の食材を使った季節の郷土料理や行事食(柿の葉ずし、えびす、かもの煮物、ぶり大根、お節料理など)を家庭に普及し、次代を担う子どもたちに継承する。 | 平成22年7月1日～平成24年3月31日 | 地域の女性グループ、地域の親子 |

○平成23年度認定団体(6団体)

| 認定番号 | 団体名称 | (市町名) | 目標 | 取組内容 | 計画期間 | 計画に参画する住民等 |
|------|---------------|-------|--|---|---------------------------|---|
| 47 | 彩漆会 | (輪島市) | ・地域の親子が地場産業である輪島塗を使い食事をすることで食事環境、文化をはぐみ伝えていく。 | 7月 打ち合わせ 8月 ①輪島流おもてなし ・輪島塗御膳に盛付け (献立:カレーライスと地物夏野菜) ・輪島塗の器と料理の説明 ・輪島塗の文化紹介 (媒体:輪島塗作家の紙芝居) ・交流、片付け指導 11月下旬 ②いしかわ食育推進大会に参加 ・食育活動発表 ・カフェでおもてなし 12月 報告会 | 平成23年7月20日～ 平成25年3月31日 | 輪島市児童センターを利用する親子及参加を希望する地域の親子 こどもの城児童合唱団 |
| 48 | 輪島市阿岸公民館 | (輪島市) | ・阿岸地区に伝わるそば作り体験をとおり、子どもたちと保護者が地域の人達とのつながりを深めながら、食を次代につなぐ大切さについて考える。 | 7月 準備・打ち合わせ 8月 そばの話①、種まき 10月下旬 そばの話②、刈り取り・はざかけ 11月中旬 そばの話③、石臼でそば粉に挽く 11月下旬 収穫祭、そば打ち・試食 12月 反省会 | 平成23年7月1日～ 平成25年3月31日 | 阿岸地区に住む小学生及び保護者及び地域の子ども達 |
| 49 | じどうかんげんきつず | (珠洲市) | ・さつまいもってどんな土地にでもできるのか?どうしたら育つのか?地域の方々のいろんな知恵や優しい心を感じ、「食べられる」「いただく」ということに感謝する心を養う | 〈児童館での体験〉 5月～9月 児童館の空き地にさつまいもの苗を植えて育てる体験 9月～10月 収穫を体験し、育ち具合を知る、 地域と一緒にさつまいもを使い料理作りを体験し、畑作りやお世話になった地域の方を招き、感謝していただく 〈家庭での体験と発表〉 10月～3月 収穫したさつまいもを持ち帰り保護者と我が家の一品料理を作る、さつまいもを使った我が家の一品料理を紹介する | 平成23年4月1日～ 平成24年3月31日 | 珠洲市内の子どもとその保護者 |
| 50 | 七尾みなと放課後児童クラブ | (七尾市) | ・食の体験を通して、食べ物大切さを子どもに伝える | (1)プランターでミニトマト、パプリカ、ピーマンの野菜を育てる体験をする 6月～9月 (2)地域の食品工場(スギヨ北陸工場)へ行き、ちくわなどの製品が出来る過程を見学する 8月 (3)自分たちで育てた野菜を使ってサラダを作る 8月 (4)栄養士さんから食育に関する話を聞き、クッキングに挑戦してみる 8月～3月 (5)おやつを作ってみる 10月～3月 | 平成23年6月1日～ 平成26年3月31日 | 七尾みなと放課後児童クラブ児童(1年生～4年生)と指導員 |
| 51 | 西ノ村子供会 | (白山市) | ・地域の子どもたちとおじいちゃん・おばあちゃんが一緒に昔ながらの手法で田植えを行い、農業の大切さ、たいへんさ、食べる事への感謝の心を知る。 | (1) 田植え体験 田んぼを借り、もち米用の稲を植え、稲刈りまでの長い期間にいろいろな苦労がある事、お米を食べるまでの間にたくさんの方の技術が必要である事を知って欲しい。 (2) 餅つき体験 自分たちで植え、育て、刈り取った稲からとれたお米を使い、餅つきを行う。また、ご協力いただいたおじいちゃん・おばあちゃん・お父さん・お母さんにお餅を振る舞い、「ありがとう」と感謝される大切さを知って欲しい。 田植え・・5月 草取り等・・7月～9月 稲刈り・架かけ・・9月 精米・餅つき・・12月 | 平成23年5月1日～ 平成24年3月31日 | 白山市明島町の西ノ村子供会に所属する小学生およびその保護者 約20名 |
| 52 | ミミズさんの畑 | (小松市) | ・家庭における食育につなげる。 | 農作物の栽培や収穫に関わり、それを使った料理を作って食べる体験を通して、食に関心を持ち、感謝の気持ちを育む。 4月:にんじん・レタスの収穫 にんじんの種まき 収穫したレタスでサンドイッチ作り 畑でサンドイッチパーティー 5月:いちご狩り 「いちごの一生」をパネルシアター いちごワッフル作り 7月:ごまの苗を配布し、育て方を指導(各家庭で育てる) 8月:スイカ狩り 10月:にんじん収穫祭 人参を使った調理実習、食育劇 | 平成23年4月1日～ 平成24年3月31日 | こまつ親子劇場会員の親子、地域住民 |

[参考4] 子ども食育応援団認定一覧（平成19年度～平成23年度）

○平成19年度認定団体(11団体)

| 認定番号 | 子ども食育応援団名 | (市町名) | 応援する内容 | 応援期間 | 応援する地域版食育推進計画 |
|--------|-----------------|-------|---|----------------------------|----------------|
| 1001 | 石川県漁業協同組合 輪島支所 | (輪島市) | ・陸揚げした地場の魚介類の紹介 ・魚介類を使う郷土料理の調理方法の指導 | 平成19年12月1日 ～平成24年3月31日 | 輪島市子ども育成会連絡協議会 |
| 1002 | 榊プラザ ダイヤス | (七尾市) | ・野菜の販売方法の指導 ・野菜等の流通についての紹介 | 平成19年5月1日～ 平成24年3月31日 | 金ヶ崎公民館 |
| 1003 | 元気な豊川っ子の食育サポート隊 | (七尾市) | ・朝ごはんのメニューの紹介 ・バランスの取れた食事の紹介 | 平成19年10月1日 ～平成24年3月31日 | 豊川公民館 |
| 1004 | 悠々サロングループ | (志賀町) | ・土田地区の郷土料理の調理方法の指導 | 平成19年7月1日～ 平成24年3月31日 | 土田地区食生活改善グループ |
| 1005-2 | 徳光野菜婦人部 | (白山市) | ・伝統保存食「てんばおくもじ(からし菜を使う漬け物)」づくりの指導 ・栽培した野菜の調理・加工体験指導 ・伝承料理づくりの指導 | 平成19年5月1日～ 平成22年5月31日 | 御手洗公民館 |
| 1006-2 | 手取自然農法の会 | (白山市) | ・稲(もち米)を育てる方法の指導 ・縄ないの指導 | 平成19年5月1日～ 平成24年3月31日 | 蝶屋公民館 |
| 1007-2 | 農事組合法人 井関生産組合 | (白山市) | ・かきもちづくりの指導 | 平成19年5月1日～ 平成24年3月31日 | 蝶屋公民館 |
| 1008-2 | 蝶屋女性サークル | (白山市) | ・もちつきの指導 ・かきもちづくりの指導 | 平成19年5月1日～ 平成24年3月31日 | 蝶屋公民館 |
| 1009-2 | 蝶屋健老会 | (白山市) | ・もちつきの指導 ・縄ないの指導 | 平成19年5月1日～ 平成24年3月31日 | 蝶屋公民館 |
| 1010 | ビスの会 | (能美市) | ・地場の食材を使う調理方法の指導 ・「家族が揃い食事をする大切さ」などの講話の講師 | 平成19年12月22日 ～平成24年3月31日 | 根上校下婦人会 |
| 1011 | すいーとぽてとの会 | (加賀市) | ・地場の食材を使う調理方法の指導 ・「朝ごはんをきちんと食べよう」などの講話の講師 | 平成19年12月1日 ～平成20年5月31日 | おんぶにだっこ会 |

○平成20年度認定団体(7団体)

| 認定番号 | 子ども食育応援団名 | (市町名) | 応援する内容 | 応援期間 | 応援する地域版食育推進計画 |
|--------|---------------|-------|--|---------------------------|---------------|
| 1012-2 | 菜の花プロジェクト高階 | (七尾市) | ・稲を育てる方法の指導 ・自分たちでつくった菜種油を使った調理指導 | 平成19年9月10日 ～平成23年3月31日 | 高階公民館 |
| 1013 | 伝承料理てんばの会 | (白山市) | ・栽培した野菜の調理・加工体験の指導 ・伝承料理づくりの指導 ・でんば菜(特産のからし菜)の栽培及び加工体験指導 | 平成20年5月1日～ 平成22年5月31日 | 御手洗公民館 |
| 1014 | 多福かぼちゃ友の会 | (白山市) | ・かぼちゃの栽培及び調理体験の指導 | 平成20年5月1日～ 平成22年5月31日 | 御手洗公民館 |
| 1015 | 御手洗アグリ塾 | (白山市) | ・野菜の栽培及び調理・加工体験の指導 | 平成20年5月1日～ 平成22年5月31日 | 御手洗公民館 |
| 1016 | 御手洗地区社会福祉協議会 | (白山市) | ・栽培した野菜の調理・加工体験の指導 ・伝承料理づくりの指導 | 平成20年5月1日～ 平成22年5月31日 | 御手洗公民館 |
| 1017-2 | 石川県漁協女性部金沢港支部 | (金沢市) | ・地元食材を用いた郷土料理の調理指導 | 平成20年4月1日～ 平成24年3月31日 | キッズネットワーク大徳 |
| 1018-2 | JA根上女性部 | (能美市) | ・地元食材を用いた調理方法の指導 | 平成20年10月1日 ～平成24年3月31日 | しらゆり会 |

○平成21年度認定団体(18団体)

| 認定番号 | 子ども食育応援団名 | (市町名) | 応援する内容 | 応援期間 | 応援する地域版食育推進計画 |
|--------|-------------------------|--------|---|---------------------------|------------------|
| 1019 | 能都農業青年会議 | (能登町) | ・さつま芋の苗植え ・さつま芋の栽培管理 ・さつま芋の収穫と試食 ・報告会 | 平成20年6月1日～ 平成24年3月31日 | 宇出津野球スポーツ少年団 |
| 1020 | 笹川食育サポート隊 | (能登町) | ・野菜の植え付け ・収穫と調理実習 ・特産品や地場産を使った調理や加工品作り ・収穫感謝祭の開催 | 平成21年4月1日～ 平成23年10月31日 | 能登町柳田公民館 |
| 1021 | 洋菓子喫茶 ベルン | (羽咋市) | ・お菓子作りの指導 ・収穫物の購入及び食材に活用 | 平成21年5月1日～ 平成24年3月31日 | 兵庫町ひまわり子ども会 |
| 1022-3 | 児童館畑作るまいか隊 | (中能登町) | ・野菜の苗植え指導 ・稲刈り指導 ・郷土料理体験指導に関わる | 平成21年4月1日～ 平成24年3月31日 | 中能登町立たきお児童館 |
| 1023 | 白山市食生活改善推進協議会 一木グループ | (白山市) | ・包丁の使い方、ご飯の炊き方の体験 ・昔の料理の体験 | 平成21年4月1日～ 平成24年3月31日 | 白山市立一木公民館 |
| 1024 | 石川ふれあい農園同好会 | (白山市) | ・ふれあい農園で収穫した野菜を公民館事業、石川小学校、石川保育所に提供 | 平成21年4月1日～ 平成23年3月31日 | 白山市立石川公民館 |
| 1025 | 健康づくり推進員 | (白山市) | ・料理教室の開催支援 | 平成21年4月1日～ 平成24年3月31日 | 白山市立石川公民館 |
| 1026 | 石川っ子ジュニア文化サークル | (白山市) | ・ふれあい農園での野菜収穫体験や地引網体験の協力 | 平成21年4月1日～ 平成24年3月31日 | 白山市立石川公民館 |
| 1027 | 石川地区町内会長会 | (白山市) | ・料理教室の開催支援 | 平成21年4月1日～ 平成24年3月31日 | 白山市立石川公民館 |
| 1028 | 石川地区社会福祉協議会 | (白山市) | ・ふれあい農園での野菜収穫体験や地引網体験の協力 | 平成21年4月1日～ 平成24年3月31日 | 白山市立石川公民館 |
| 1029 | 石川地区壮年会 | (白山市) | ・料理教室の開催支援 | 平成21年4月1日～ 平成24年3月31日 | 白山市立石川公民館 |
| 1030 | ナゴミカイ 和会(西軽海4丁目) | (小松市) | ・講話、調理実習 | 平成21年4月1日～ 平成24年3月31日 | 東陵食育の会 |
| 1031 | 東陵畑の会 | (小松市) | ・講話、調理実習 | 平成21年4月1日～ 平成24年3月31日 | 東陵食育の会 |
| 1032-2 | すみれ会 | (川北町) | ・収穫体験と地産地消調理実習 | 平成21年7月1日～ 平成24年3月31日 | 壱ツ屋子供会 |
| 1033 | 庄っ子クラブ | (加賀市) | ・調理体験の支援 ・食事、おやつについてのおはなし | 平成21年7月18日 ～平成22年3月31日 | 学童クラブ庄キッズ |
| 1034-2 | さくら会 | (加賀市) | ・収穫体験と調理実習(かぼちゃ、じゃがいも) | 平成21年4月1日～ 平成24年3月31日 | 学童クラブつかたに |
| 1035 | つぼみの会 | (能美市) | ・調理実習 | 平成21年4月1日～ 平成22年3月31日 | 能美市ジュニアボランティアクラブ |
| 1036 | 心を育む土っこ那谷 | (小松市) | ・柿の葉寿司作りの柿の葉の提供、葉の選び方などの指導 ・野菜の栽培・収穫等の指導 | 平成21年4月1日～ 平成24年3月31日 | 那谷食育の会 |

○平成22年度認定団体(5団体)

| 認定番号 | 子ども食育応援団名 | (市町名) | 応援する内容 | 応援期間 | 応援する地域版食育推進計画 |
|------|-------------|-------|---|----------------------|-------------------------|
| 1037 | アップルファーム | (白山市) | ・りんごの木2本提供 ・りんご収穫までの手入れ、管理 ・「子どもりんご狩」の時に手伝い ・子ども達にりんごの一生について1年間のりんごが実るまでの話を聞かせる | 平成22年5月1日～平成24年3月31日 | 白山市立館畑公民館 |
| 1038 | 井ログリーンワークス | (白山市) | ・田畑の提供、管理 ・田植え～稲刈りの体験、餅つき体験の支援 ・アケビ、ブドウ、さつまいもの栽培、収穫体験の支援 | 平成22年5月1日～平成24年3月31日 | いのくち遊美の里会 |
| 1039 | 矢沢町子供応援隊 | (小松市) | ・じゃがいもの栽培・収穫などの指導 ・地域への呼びかけ・協力依頼、地域とのつながりを持つための場の提供 | 平成22年4月1日～平成24年3月31日 | 矢沢町食育の会 |
| 1040 | 心を育む びるがわっ子 | (小松市) | ・ さつまいもの栽培・収穫などの指導 ・地域への呼びかけ・協力依頼、地域とのつながりを持つための場の提供 | 平成22年4月1日～平成24年3月31日 | 犬丸・荒屋食育の会 |
| 1041 | 護美ワーキンググループ | (能美市) | ・地元の食材を使い、子どもに食べさせたい料理の学習会への支援 ・食材や料理を通じた環境学習の支援 など | 平成22年4月1日～平成24年3月31日 | リバティfam のみ♥子育てネットワーク |

○平成23年度認定団体(5団体)

| 認定番号 | 子ども食育応援団名 | (市町名) | 応援する内容 | 応援期間 | 応援する地域版食育推進計画 |
|------|------------------------------|-------|---|----------------------|---------------|
| 1042 | 神楽もちの会 | (輪島市) | 4月 田植え準備 5月 田植え ・神楽もちの話し、田植え指導 6月～8月 ・田んぼの管理 9月 稲刈り・はざかけ ・稲の話し、稲刈り指導 10月 脱穀 11月 親子ふれあい感謝祭に参加 ・もちつき指導(もちつき手がえし名人) | 平成19年5月1日～平成24年3月31日 | 輪島公民館 |
| 1043 | 花咲かくらぶ | (輪島市) | 5月 畑の耕運、畝上げ、草刈り 6月 さつまいもの苗植え指導 7月～9月 畑の管理 7月 子どもたちとの交流会 10月 さつま芋堀指導 11月 親子さつまいもクッキングに参加 | 平成19年5月1日～平成24年3月31日 | |
| 1044 | 育児サロングループ | (輪島市) | ・計画作成 ・事前準備 ・調理中の子どもの保育 ・会食中の子どもの保育・母親との交流 ・後片付け ・報告会 | 平成21年6月1日～平成24年3月31日 | 門前食育グループ |
| 1045 | 株式会社 ミナトフーズ | (七尾市) | ・食育に関する食材の提供 ・食体験実施時の協力 | 平成23年6月1日～平成26年3月31日 | |
| 1046 | 石川県栄養士会地域活動協議会 食育グループなでしこ | (七尾市) | ・料理教室の実施等へのサポート ・食について関心を高める話など食育について協力する | 平成23年6月1日～平成26年3月31日 | 七尾みなと放課後児童クラブ |

第2次いしかわ食育推進計画

(平成24年5月)

石川県健康福祉部少子化対策監室

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1

電話:076-225-1424 FAX:076-225-1423

E-mail: kosodate@pref.ishikawa.lg.jp